

# 東瀬戸内海島嶼部における大坂城築城 石丁場と石材輸送水運に関する研究

(課題番号 26370781)

平成 26~30 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））

研究成果報告書

平成 31 年 3 月

研究代表者 橋詰 茂

(徳島文理大学 文学部文化財学科教授)

図絵 1



慶長小豆島絵図（香川県指定文化財 個人蔵）

口絵 2

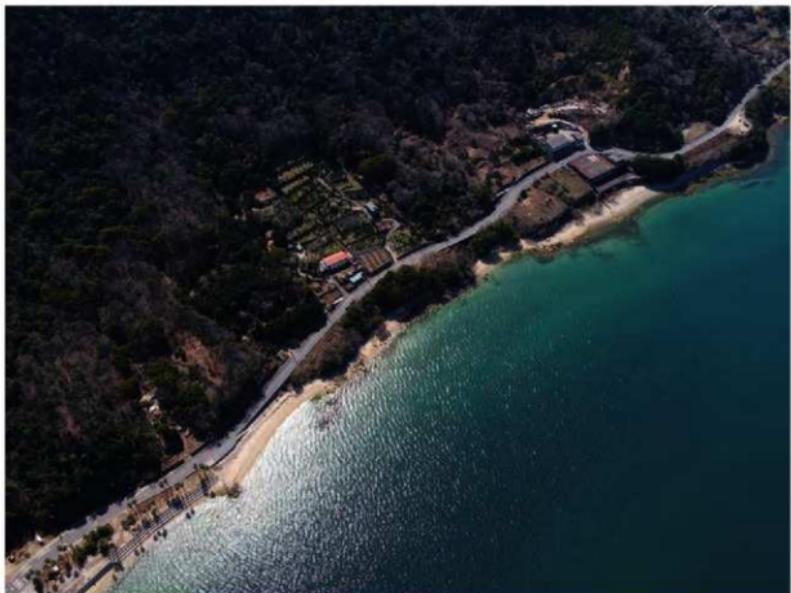


正保小豆島絵図（香川県指定文化財 個人蔵）



千振島部分拡大

口絵 3



大部地区ろくろ場跡周辺空中写真

口絵 4



小海地区空中写真

口絵 5



千軒地区（水が浦・黒崎周辺）空中写真

図絵 6



小瀬原地区（新発見の石材）空中写真

## はしがき

本報告書は、平成 26 年度から 30 年度にかけての科学研究費基盤研究 (C) 「東瀬戸内海島嶼部における大坂城築城石丁場と石材輸送水運に関する研究」(研究代表者：橋詰 茂) の成果の一部として作成したものである。

慶長 20 年 (1615) 5 月、豊臣秀吉により築城された大坂城は、徳川勢による猛攻のため落城し、豊臣氏は滅亡する。徳川氏は完全に権力を掌中に収め、幕府は握るぎないものになっていく。大坂には松平忠明が置かれ西国支配の拠点となる。そして二代將軍徳川秀忠は、大坂城再築城の命を全国の大名に発する。元和 6 年 (1620) から開始された大坂城の築城は、公儀普請として西国大名に義務づけられる。築城は同 6 年から寛永 6 年まで三期にわたり行われた。諸大名は築城にあたり、石垣に必要な石材を確保するため各地に石丁場を求めた。その際に瀬戸内海沿岸や島嶼部にも石丁場が拓かれ、多量の石材が搬出された。小豆島もその一つであり、多くの大名が石丁場を拓いた。

現在、小豆島には石丁場跡が島内各地に残されており、国及び県・町指定史跡となっている箇所もある。だが、未調査のまま放置され破壊が進んでいる箇所がいくつも見られる。従来は石丁場や残石状況が注目されてきた。だが文献資料による研究は少なく、個々の石丁場の詳細な検証や築城に際しての石材搬出や輸送状況の研究は皆無といわざるを得ない。

本研究は、文献資料調査と考古学的調査を併せて、研究調査の深化に努める。特に石丁場跡の海岸部を綿密に調査することにより、石材の搬出状況を知る手がかりを得ることができる。主に島北部・西部の石丁場跡を中心に調査研究を行い、の中でもほとんど知られていない千振島石丁場を詳細に検討した。以上の調査研究から、瀬戸内海島嶼部に石丁場が設定された要因、石材切り出し技術、石材輸送体制、権力者による島統治など、それが小豆島にその後どのような影響を及ぼしたかを明らかにすることである。特に大坂城作事奉行であるとともに、島代官でもあった小堀政一(遠州)の果たした役割は大きい。なぜ小堀を用いての島支配であったかも併せて検証したい。また、大坂城築城だけでなく、その後の島の石がどのように活用されたかも併せて検証しなければならない。

とともに、本研究を基として瀬戸内海地域の政治的・社会的状況を島と海からの視点でとらえ直し、地域社会のあり方を再検討する道筋をつけることを目的とする。

なお、本報告書作成は下記の者により担当編集が行われた。

はしがき	橋詰
序章	古田
第1章 調査の経緯と経過	橋詰
第2章 分布調査	高田・福家
第3章 千振島の調査	福家
第4章 論考	橋詰・高田・福家・大島
写真図版	橋詰・高田・福家・大島・広瀬
小豆島石材関連史料	橋詰

交付額 26 年度～30 年度 直接経費 3,500,000 円 間接経費 1,050,000 円 合計 4,550,000 円

# 目 次

口絵

はしがき

序 章 小豆島の地形・地質環境と石丁場	1
第1章 調査の経緯と経過	3
1. 調査の経緯	3
2. 調査の経過	6
第2章 分布調査	8
1. 調査の目的	8
2. 調査方法	8
3. 調査の概要	9
第3章 千振島の調査	32
1. 調査地の位置と環境	32
2. 調査の概要	32
3.まとめ	37
第4章 論考	39
1. 大坂城築城にかかる小豆島石丁場の所在地と石材輸送	39
2. 小豆島における矢穴について	45
3. 小豆島における採石方法	49
4. 城郭石垣における石丁場調査の位置づけ	52
写真図版	55
小豆島石材関連史料	124
報告書抄録	

## 序章 小豆島の地形・地質環境と石丁場

### 1. 小豆島の地形・地質

瀬戸内海第二の面積をもつ小豆島は、島の北東部に最高峰星ヶ城山をはじめとする主脈が馬蹄形にそびえる。その南側の寒霞溪は、きわめて著しい浸食を受けてバッドランドを形成している。

図1は、産業技術研究所のシームレス地質図である。これによれば小豆島の基盤岩は、中生代白亜紀ごろ以降の花崗岩類（図1のピンク色：K21\_pam\_a）であり、その後の新第三紀の火山活動によって噴出した安山岩類（図1の黄色：N2\_vis\_al）の溶岩に覆われている。安山岩類の火山岩は、花崗岩類を広く覆うキャップロックとなって、下位の花崗岩類を浸食から保護してきた。現在、山地部の中腹より高い部分の安山岩類がそれである。基盤岩の主脈は、島の西部で南北に分岐し、その間に形成された中山谷からは、伝法川が土庄に流下する。また、東部の寒霞溪からの小溪流は、上流のバッドランドの砂礫を運ぶため、内海湾北岸には、土石流扇状地からなる低地が発達している。

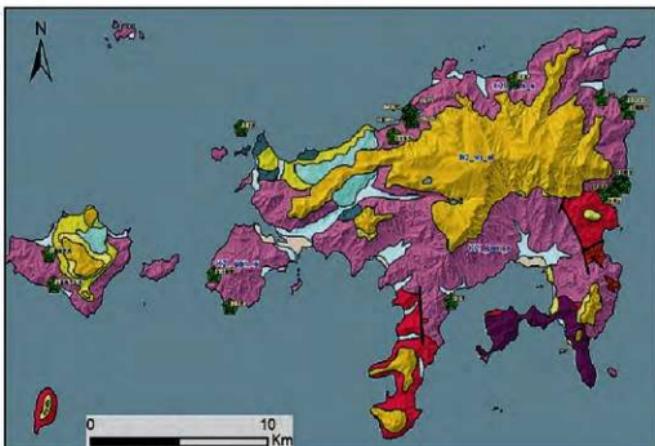


図1 小豆島の地質（20万分の1 シームレス地質図に加筆）

このように、小豆島では、そのほとんどの基盤が花崗岩類からなっている。しかしながら、かかる地形・地質環境にあって、花崗岩類の石材を、遠く大坂城まで水路、搬出するためには、瀬戸内海に面した臨海部で、良質の花崗岩が露出している地点を選定する必要がある。さらに、小溪流が作り出す谷筋の存在も、海岸まで切り出した花崗岩を搬出するために必要な地形環境であるといえる。かかる地形環境の諸条件を、次頁に示す標高色別標高マップと石丁場位置とを踏まえて、検討を加えたい。全般的な傾向としては、小豆島の瀬戸内海臨海部およびそれに接続する溪流の谷筋に主たる石丁場は立地している。花崗岩類の分布は石丁場の分布よりも広範囲といえるが、瀬戸内海を大坂まで海上輸送するために、一定規模の桟橋等の施設と人員が必要であるため、ある程度、良質の花崗岩を産出できる地点と、湊の機能とを兼備した地点が選定されていることが地形・地質両面の分析から読み取ることができる。

## 2. 島の石丁場

次に図2に従って、石丁場毎に見てみよう。まず、豊島の2カ所である。豊島では、花崗岩は島の北部以外の臨海部に露出する。内陸部の①家浦は、家浦奥から浜まで中規模の谷底低地と小河川があり、運搬に支障はない。②甲生も、集落と花崗岩盤が近接し、港湾機能を活用しやすい。③千軒、④小瀬原も、中規模の沖積低地と花崗岩産地が近接する。⑤千振島は、小豆島北西部において、花崗岩類が臨海部にまとまり、東西の岩塊間がトンボロでつながって波浪が軽減される浜がある。⑥～⑩の小海には、浜堤背後の旧ラグーンを利用した浜、また小規模ながら河川と沖積低地の後背地が確保できる平野が発達する。⑪大部は、千鳥ヶ浜と浜堤、⑫～⑯の福田は、小島と入り江の良港、また⑯～⑰の岩谷から橋にかけて複数の石丁場が点在し、小豆島東岸で坂本への積み出しにも好都合であり、岬と入り江が港湾機能の成立にも好都合であることが想定されることから、この地区に石丁場が集中しているといえる。内海湾に沿っては、報告されている石丁場は⑰の竹生石場がある。内海湾岸では、南側の田浦から古江にかけて以外の地域の岩盤はほとんど花崗岩類となっている。その中で、⑱の石丁場が主であったことは、石垣などに適した花崗岩の岩質、切り出しの容易さ、積み出しの為の臨海部の水深、潮流のトレンドなど複数の要因を勘案したためと考えられる。また、先述したように、内海湾の北には、寒霞渓のバッドランド地形があり、頻繁に土石流が流下して、自然災害の被災を受けやすい地形環境でもある。たとえ、良質の花崗岩産地であっても、かかる条件は石丁場の成立を促進するものとはなりにくいことにも留意しておく必要があろう。

これらの地形・地質環境また、社会環境を勘案した上では、小豆島地域の花崗岩石丁場はきわめて合理的に展開しているといえる。

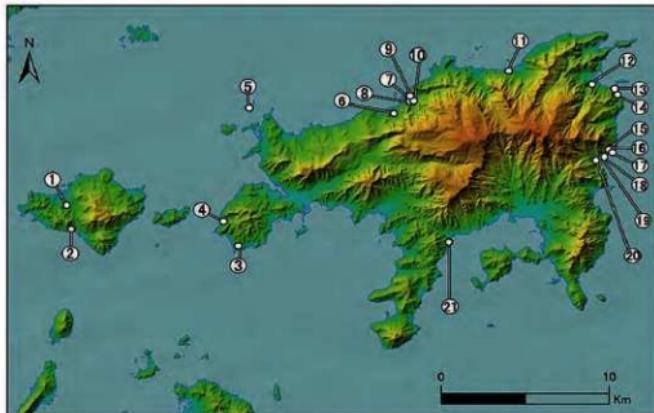


図2 小豆島の色別標高マップ（地理院地図を加筆）と石丁場

### 石丁場名と大名家

- ①家浦（鍋島） ②甲生（鍋島） ③千軒（加藤） ④小瀬原（加藤） ⑤千振（黒田） ⑥女風呂（中川）
- ⑦とび越（細川） ⑧宮ノ上（細川） ⑨北山（細川） ⑩とびがらす（細川） ⑪大部（堀尾） ⑫福田（藤堂）
- ⑬とちめんじ（藤堂） ⑭鯛網代（藤堂） ⑮八人石（黒田） ⑯豆腐石（黒田） ⑰亀崎（黒田） ⑲天狗岩磯（黒田）
- ⑳天狗岩（黒田） ㉑南谷（黒田） ㉒石場（田中）

# 第1章 調査の経緯と経過

## 1. 調査の経緯

### (1) 調査研究の着想

徳川氏の大坂城再建の際に、小豆島をはじめ塩飽諸島・犬島など瀬戸内海島嶼部には、各地の大名がこぞって石丁場を求めた。特に小豆島では最も多くの大名の存在が確認できる。小豆島は土庄町・小豆島町の二町からなり、島内各地に石丁場跡と残石があり、早い時期からそれらの調査研究が進められてきた。小豆島町にある岩谷石丁場は筑前福岡藩黒田氏の石丁場跡であり、1972年に国指定史跡となる。土庄町には肥後熊本藩加藤氏、豊前小倉藩細川氏によって拓かれた石丁場跡が県指定となるなど、大坂城築城に関する貴重な文化遺跡として存在している。これ以外にも残された石丁場跡があるが、従来は考古学的な研究に主体が置かれ、文献資料に基づいた研究は進展していない。わずか島内に残る限られた文献資料に依拠して、大名と石丁場の関係を示したにすぎない。だが、現存する石丁場跡が大坂城築城石丁場と築城後に拓かれたものとの区別がされていない。限定された文献資料だけでは、十分な解明がされないままであり、本来の大坂城築城の状況過程が明らかにされない。

特に、築城石材調達に不可欠な運搬行程についての研究は立ち遅れていると言わざるを得ない。そのためには石材運搬時に船積みしたと考えられる石丁場海岸部の遺構を調査し、記録化することで石材調達・運搬に関する実証的研究が展開できる。

また、築城完了後の石材がどのように活用されたか否かの研究は皆無である。築城完了後の石材搬出はあったが、それがどのような仕組みのもとで搬出されたかは明らかでない。

小豆島を具体的な事例とし、文献資料と考古学的調査を併せての研究により、全貌が明らかになると考える。

### (2) 研究目的

小豆島は豊臣期から天領で、江戸時代も継続されてきたが、島の統治との関連研究が希薄である。島の歴史を明らかにするには、作事奉行であった小堀政一（遠州）がキーポイントと考えられる。それは石丁場との関わりの中から検証することが可能となる。また、島の船と水運力に注目せねばならない。小豆島の水運は、室町期から活発な活動を見るが、この時期にどのように継承されてきたかを考証することにより、石材搬出の状況を具現化する。石丁場の自然地理的環境と併せての調査により、石材産出の状況を明らかにができる。また、残石から石材切り出し技術・方法・道具類等を検証する。そのためには、文献資料の掘り起こしが必要である。文献資料と考古資料を一体化することにより、大坂城築城石丁場の価値を明確化する。

研究調査の目的として次の項目を設定した。

- ①大坂城築城に関わる瀬戸内海島嶼部石丁場及び石材運搬に関する文献資料の調査研究。島内の資料調査及び石丁場を開いた大名家関係資料の発掘を試みる。
- ②遺構（石丁場・残石等）と文献資料を組み合わせ、文書記載内容との整合性を確認する。
- ③そのためには、今まで組織的調査が実施されていなかった小豆島北部（大部・北浦地区）と西部（西浦地区）の石丁場海岸部についての基礎的調査が重要であり、今後の研究基盤となる情報を蓄積する。
- ④島の水運に係る調査研究で、石材積出地の地理的状況から、往時の復元を目指す。

- ⑤島の統治と石丁場支配の関連について、島絵図（慶長小豆島絵図・正保小豆島絵図）を活用しながら考証をすすめる。
- ⑥地域貢献の一環として、学生が調査に参画することにより、実践的調査技術・方法の習得をはかるとともに、文化財への認識を深め島の歴史文化継承の道筋を見出すこと。

### （3）過去の研究成果

石丁場跡の調査研究は、岩谷石丁場が1970年に香川県指定史跡となり、72年に国指定史跡となった。だが74年の台風による土砂崩れにより史跡が破壊され、78年に復旧事業にともない分布調査が行われ、石材のリスト化がされた。だが、海中への落石については十分な調査が行われないままであった。その際の調査成果が『史跡大坂城石垣石切丁場跡保存管理計画報告書』（内海町教育委員会、1979）として出されている。以後の調査研究は、岩谷石丁場に関するものが主であり、他の石丁場の調査は皆無といつてもよい。

2010年NPO法人水中考古学研究所が岩谷石丁場海岸部を踏査し、石材の分布を確認している。その後2012年に同志社大学により天狗岩磯丁場の海中調査が行われた。2013年から高田祐一が「近世における石材生産と運搬に関する広域歴史的情報の資源化と実証的研究」（2013科研費）として岩谷石丁場海岸部の踏査及び関連資料調査を実施した。2017年には福武財團瀬戸内海文化研究・活動支援助成（『小豆島における巨石海運技術の研究』研究代表者：高田祐一）及び奈良文化財研究所埋蔵文化財センター遺跡調査技術研究室による八人石丁場海岸部にて水中ソナー・写真計測による調査が実施された（詳細は『大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の海中残石分布調査』奈良文化財研究所、2018年を参照されたし）。

以上のように、岩谷石丁場の調査は様々な方法で実施されてきたが、小豆島全体の本格的な調査は行われていない。

文献を主体とした石丁場に関する研究として、島内自治体史（土庄町誌1971・内海町史1974・池田町史1984）では若干の紙幅をとり解説しているが、土庄町誌では豊臣秀吉の大坂城築城時期の石丁場として考察している。池田町史では町内の石丁場の説明だけであり、内海町史が比較的詳細な記述である。

自治体史以外では、高島伸「サヌキ人と大坂城」（『文化財協会報 特別号』1985・87）、松田朝由「香川県の石切丁場」（『大坂城再築と東六甲の石切丁場』別冊ヒストリア2009）、石井信雄・中村利夫「小豆島における大坂城再築石垣石採石丁場について」（『文化財協会報平成23年度特別号』2012）、木原溥幸「小豆島大坂城石丁場文書」（『史料に見る讃岐の近世』美巧社、2010、初出1984）、白峰旬「近世初期の小豆島・豊島における石場に関する史料について」（『別府大学大学院紀要』12、2010）、橋詰茂「小豆島の大坂城築城石丁場と石材搬出に係る諸問題」（『香川史学』第42号、2015）などがある。特に木原は大坂城石材に関連する史料の紹介であり、白峰は刊行史料集からの抽出による史料を用いての論考であり、はじめての本格的な文献資料を用いての研究である。だが、いずれも大坂城築城石丁場に関わる研究でしかない。

他に、高田祐一「石垣用石材の継承と再利用」（『奈良文化財研究所紀要』2014）、同「採石痕跡の三次元計測による作業編成の復原」（『奈良文化財研究所紀要』2015）、同「小豆島岩谷石切場における保護意識の形成過程」（『遺跡学研究』第11号、2014）、福家恭「香川県小豆島の石切丁場と石の文化」（『遺跡学研究』第12号、2015）といった考古学的視点を併せた研究を見る。

一方、2010年に土庄町・小豆島町合同の「小豆島石のシンポジウム」が、翌11年から15年まで小豆島町主催によるシンポジウムが開催された。多くの研究者による報告があり、資料集が出されなど、小豆島の石にかかる歴史文化を多くの人たちに啓発する機会となっている。そこでまとめられたものは下記のものがある。

- 『歴史を動かす～石のDNA～大阪城石垣石残石の歴史』（小豆島石のシンポジウム実行委員会、2010）
- 『小豆島石の歴史シンポジウム資料集』（小豆島町企画財政課、2011）
- 『小豆島石の文化シンポジウム資料集』（小豆島町企画財政課、2012）
- 『小豆島石の魅力創造シンポジウム資料集』（小豆島町企画財政課、2013）
- 『小豆島石の文化誕生シンポジウム資料集』（小豆島町企画財政課、2014）
- 『瀬戸内・小豆島石のシンポジウム 2015 資料集』（小豆島町企画財政課、2015）
- 『大坂城石垣と石切丁場シンポジウム資料集』（小豆島町企画財政課、2018）

#### （4）調査方法

大きく二本の柱を立てる。一つは文献資料の調査であり、もう一つは石丁場跡の考古・地理学的資料調査である。文献資料は小豆島の石材関係史料所蔵者宅での文書調査を実施する。それと並行して、県外の史料所蔵機関での大名家の関連資料の調査を実施する。調査結果を情報化し、文献資料に表れた石丁場跡を史料分析と自然地形を対比しながら確定作業を行う。石丁場跡については、特に海岸部及び海中の残石等の現状把握を行い、実測をともなう図面作成や写真撮影調査を実施する。収集した資料を分析、データ化し、今後の研究の基礎資料とする。

本調査では、岩谷石丁場だけでなく、他の地域の石丁場の海岸部及び海中調査に主眼を置いて実施計画をたてた。それは石材搬出場所の比定と輸送方法の推測をはかる目的があつたためである。

#### （5）調査体制

研究代表者 橋詰 茂（徳島文理大学）

研究分担者 清水真一（徳島文理大学）

古田 昇（徳島文理大学）

調査責任者 橋詰 茂（徳島文理大学）

調査員 高田祐一（奈良文化財研究所）、福家 恭（長岡京市教育委員会）、大嶋和則（高松市埋蔵文化財センター）、広瀬侑紀（京都橘大学 TA）

調査協力者 藤田 精（高尾石材）、川宿田光憲（小豆島町企画財政課）、山下舞子（土庄町教育委員会）、東 信男（丸亀市教育委員会）、中居和志（京都府教育文化財保護課）、中西裕見子（大阪府教育文化財保護課）、鈴木知怜（京都橘大学 TA）

調査補助員 鈴木秀明・長山温尚・西山依里・上村 瑞・山村侑里・斎藤麻綾・久保博康・川西香那・山本和暉・芳野裕成・日野優香・福家萌希・井上順仁・周 航宇・大原知敏・岡本昂久（徳島文理大学生）、嶋野恵里佳（大阪市立大学院生）、小松真人・嵯峨根絵美・鈴木知子・垣内彩那（京都橘大学生）

（所属は調査当時のもの）

## 2. 調査の経過

2014年から2018年にかけて実施した文献資料調査と考古地理学的調査は下記の通りである。

### (1) 文献調査

- 自治体史・報告書・資料集等から関連史料の検索を行うとともに、東京大学史料編纂所をはじめ熊本大学図書館（永青文庫文書）・八代市立博物館未来の森ミュージアム（松井文庫所蔵文書）等関連史料所蔵機関での調査を実施して史料の収集に努めた
- 小豆島内では、2013年度から徳島文理大学の小豆島古文書調査と提携して小豆島町内の各家所蔵文書調査を実施。その中で黒田家の石丁場番人の末裔と伝えられている石本家に所蔵されている幕末の和田岬砲台に係る史料を採集した。残念なことに、從来から知られている広瀬家文書の石関係文書が確認できなかった。また、他家の文書群から石関連資料の検証を試みるが、発見出来なかった。
- 旧土庄村庄屋であった笠井家調査で、元和期から江戸時代中頃にかけての石関連史料40点を採集。また同家は絵図類も所蔵しており、慶長10年小豆島絵図の詳細な調査を実施し、貴重な絵図であることが判明。正保絵図とともに平成27年10月9日に香川県指定文化財となる。
- 旧小海村庄屋の三宅家調査により、明暦期以降の石関連史料5点採集する。それ以前の文書類は消失して残っていないとのことである。

### (2) 石丁場跡の調査

#### ○第1次調査（予備調査）

調査期間 2014年7月19日～21日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・鈴木秀明・西山依里・上村 芙

調査概要 小豆島北部・西部に位置する石丁場跡海岸部の予備調査。小海海岸・大部ろくろ場跡・土庄千軒海岸・土庄小瀬海岸・千振島。本調査対象地選定のための情報収集。

#### ○第2次調査

調査期間 2014年8月30日～9月1日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・山下舞子・鈴木秀明・長山温尚  
西山依里・山村侑里・斎藤麻綾・久保博康

調査概要 予備調査で収集した資料を基に千振島を選定し、本調査を実施。現石材分布状況を確認し、地形・石材分布状況測量。個別遺構の実測。写真撮影。矢穴跡の拓本採取。

#### ○第3次調査

調査期間 2015年5月2日～3日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・藤田 精・嶋野恵里佳

調査概要 千振島山間部踏査、千軒石丁場跡山間部踏査し文献記載丁場跡確認。3箇所確定。

#### ○第4次調査

調査期間 2015年7月4日～5日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・広瀬侑紀・鈴木秀明・長山温尚・山本和暉・芳野裕成  
調査概要 小瀬原石丁場跡残石の矢穴のシリコンでの型取り。

#### ○第5次調査

調査期間 2015年8月22日～24日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・東 信男・中居和志・山村侑里・川西香那・鈴木知怜・小松真人・鈴木知子

調査概要 千振島岩礁に残る矢穴のシリコンでの型取り及び海中の石材分布状況の確認。小瀬海岸部の状況調査。

#### ○第6次調査

調査期間 2015年9月12日～14日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・川宿田光憲・鈴木秀明・長山温尚・山村侑里・日野優香・福家萌希・山本和暉・芳野裕成・鈴木知怜・嵯峨根絵美

調査概要 東海岸部石丁場跡の確認及び八人石丁場海岸部・海中の石材分布状況の確認調査。八人石丁場・天狗石丁場跡残石矢穴シリコン型取り及び両丁場・豆腐石丁場・福田石丁場での矢穴跡・刻印石拓本採取

#### ○第7次調査

調査期間 2016年7月16日～18日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・山村侑里・井上順仁・周 航宇・小松真人・嵯峨根絵美

調査概要 八人石丁場海岸から海中の石材分布状況の確認、主要矢穴石平板測量により平面図作成。主要石材個別略測図作成。

#### ○第8次調査

調査期間 2016年8月26日～27日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大嶋和則・広瀬侑紀・中居和志・中西裕見子・山村侑里・鈴木知怜・小松真人・嵯峨根絵美・垣内彩那

調査概要 豆腐石石丁場海岸部及び海中の石材分布状況の確認調査。

#### ○第9次調査

調査期間 2018年3月10日～11日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・広瀬侑紀・鈴木知怜

調査概要 小豆島北部・西部に位置する石丁場跡（大部・小海・土庄千軒・小瀬原）をドローンによる空中からの撮影。

#### ○第10次調査

調査期間 2018年12月1日～2日

調査者 橋詰 茂・高田祐一・福家 恭・大原知敏・岡本昂久

調査概要 小豆島西部に位置する石丁場跡（小瀬原）をドローンによる空中からの撮影。石丁場以外に残されている石の矢穴跡の拓本採取。

#### ○第11次調査

調査期間 2019年3月1日

調査者 橋詰 茂・大原知敏・岡本昂久

調査概要 小瀬原石丁場の文字刻印、大部地区の刻印石確認。刻印・矢穴跡の拓本採取。

## 第2章 分布調査

### 1. 調査の目的

近年、中近世石丁場の調査研究が活発化している。しかし、石材調達に不可欠な工程である運搬工事に関しては立ち遅れている状況である。そこで運搬時に船積みしたであろう石丁場海岸部の遺構を調査し記録することで石材生産・運搬に関する実証的研究を行う。本調査における具体的な目的は、

- ① 今まで組織的調査が実施されなかった小豆島東部・北部・西部の石丁場海岸部について基礎的な調査研究を実施し、今後の研究基盤となる基礎情報を蓄積すること
- ② 考古学的遺構と文献資料を組み合わせた調査研究を行い、大坂城普請以後の石材搬出の文書との整合性を確認することで、今までにない豊かな歴史像を提示することである。なお、本調査は小豆島石丁場の史跡指定地及び伝承地で実施し、実働のべ25日間であった。

### 2. 調査方法

本調査は、小豆島東部・北部・西部に位置する石丁場の海岸部における石材運搬時に関係する遺構、残石の分布状況などを把握するものである。調査は、海岸部の踏査とシュノーケリングによる海中調査により、採石痕跡のある石材や大型転石のひろがりなどを確認した。また、石丁場の可能性がある谷筋を中心とした山麓～山間部の踏査も合わせて実施した。

なお、東海岸及び千振島については、石丁場の可能性がある地点を漁船による海上からの探索を行った後、上陸して踏査を行っている。

### 3. 調査の概要

調査は、小豆島の各石丁場並びに文献上石丁場と認められる地域において、踏査、簡易測量、拓本等による記録作業を行ったもので、のべ 19 日間実施した。

#### (1) 岩谷地区

##### ①天狗岩丁場

###### <現況>

小豆島町岩谷地区に、国史跡大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡（以下、岩谷石丁場）がある。岩谷石丁場は、南谷丁場、天狗岩丁場、天狗岩磯丁場、豆腐石丁場、亀崎丁場、八人石丁場にて構成する。昭和 53 年度の残石分布調査では、天狗岩丁場は 666 個の残石が報告されている。指定面積は 7,769 m<sup>2</sup>である。福岡藩黒田家が岩谷地区を占有して採石した。文献史料から元和・寛永期の大坂城普請第二期工事もしくは第三期工事で採石したことが確認できる。そのため寛永元年（1624）当時の石割技術を観察することができる。岩谷石丁場全体に共通することであるが、花崗岩の大型コアストーンを矢穴技法で大割りし、角石などの大型石材を調達するケースが多くみられる。本調査においては、石材 251（長辺 625cm、短辺 500cm、高さ 380cm）（内海町教育委員会『史跡大坂城石垣石切丁場跡保存管理計画報告書』昭和 54 年）を対象に矢穴の計測を実施した。

###### <今後の展望>

山中の採石場所から海岸までの運搬ルートの調査を進める必要がある。大型石材であるため、相応の運搬路が想定される。



図 2-1 天狗岩丁場石材 251 平面写真

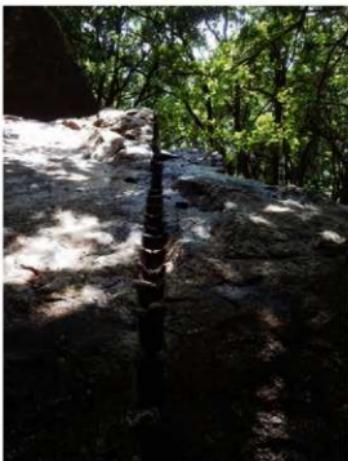


図 2-1 天狗岩丁場石材 251 平面写真

## ②八人石丁場

### <現況>

八人石丁場は、国史跡大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の一つである。昭和 53 年度の残石分布調査では、八人石丁場は 611 個の残石が報告されている（昭和 49 年の災害復旧によって天狗岩丁場より搬入した石材含む）。指定面積は 39.879m<sup>2</sup> であり、岩谷石丁場で最大である。

県道沿いの八人石から谷筋を東に下ることで、海岸に至る。海岸は湾状になっており、水中において角石が多数発見された。海岸部の調査は、2013 年・2014 年の高田による踏査を経て、橋詰科研による 2015 年 9 月・2016 年 7 月の分布調査が実施された。『大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の海上残石分布調査』2018 に詳しい。

### <今後の展望>

昭和 53 年度の分布調査によって、陸上部分の残石分布状況はおよそ判明している。また地形からある程度、石材搬出ルートは想定しうる。しかし、まだ実地での調査がなされていないため、今後必要である。



図 2-3 八人石丁場海岸全景



図 2-4 八人石丁場海中の残石

### ③天狗岩礫丁場

#### <現況>

天狗岩礫丁場は、国史跡大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の一つである。昭和53年度の残石分布調査では、天狗岩礫丁場は72個の残石が報告されている。指定面積は13003m<sup>2</sup>である。

天狗岩礫丁場は、指定範囲全域が海岸である。指定範囲南側と北側に石材が分布する。指定範囲南側の山側は天狗岩丁場の海岸部分となるため、海岸にある石材は天狗岩丁場から搬出された石材であろう。しかし、天狗岩丁場の残石の数からすると、海岸部分にある残石は相当少ない。この原因の一つに、香川県高松市栗林公園の北門建設に天狗岩礫丁場の石材を使用したことによる搬出が要因だろう（香川県『国宝並びに史蹟名勝天然記念物調査報告』1934）。一方、海岸北側の山側は豆腐石丁場に該当する。海岸北側の谷筋を約200m登ったところに豆腐石丁場がある。本調査では、この海岸北側を中心に調査した。結果、海中に角石を複数発見した。

#### <今後の展望>

本調査では、海中に石材を確認したもの的位置など正確な記録を取れていない。今後の課題である。

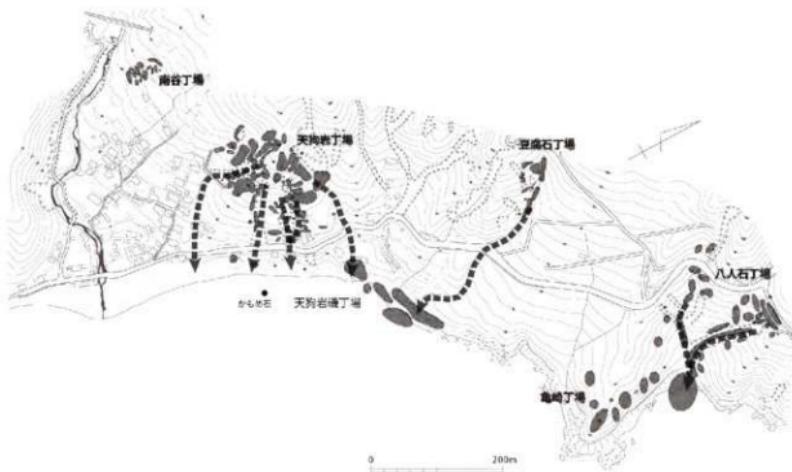


図2-5 岩谷丁場の石材搬出ルート  
(「大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の海中残石分布調査」から転載)



図2－6 天狗岩蠣丁場全景

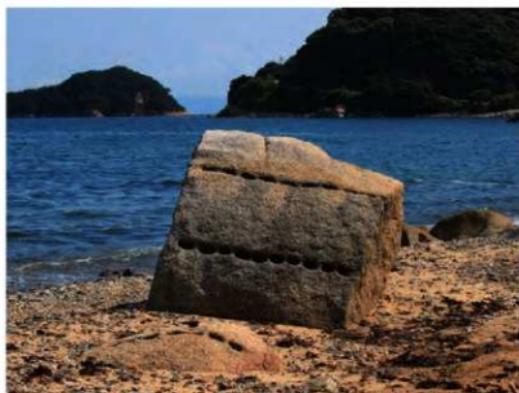


図2－7 天狗岩蠣丁場南側  
陸地側が天狗岩丁場



図2－8 天狗岩蠣丁場北側  
陸地側が豆腐石丁場



図2－9 天狗岩礲丁場北側の残石  
画面中央の石材に刻印あり



図2－10 天狗岩礲丁場北側の海中  
残石



図2－11 天狗岩礲丁場北側の海中  
残石

## (2) 福田地区

### ①鰐網代石丁場

#### <現況>

石井家文書「小豆島高反別明細帳」所収の「福田村御用石場目録（写）」によれば、藤堂高虎の石丁場が福田村に「西谷東谷式ヶ所」「柄明地鰐網代式ヶ所」の計4ヶ所あったという。鰐網代の石丁場について、明確な採石の痕跡は残っていないものの残石が海岸に残っている（34度31分51.18秒、134度21分33.78秒）。地面に埋没していないうえ、矢穴列が横向きになっていることから山側からの転石であろう。またそばの石材には「○」刻印が打たれている。この石材についても山側からの転石だろう。

#### <今後の展望>

この残石の原位置であろう山側の踏査が必要である。



図2-12 鰐網代の残石



図2-13 鰐網代の残石と刻印石  
左側の石材に刻印がある



図2－14 鮎網代の刻印石



図2－15 鮎網代の刻印拓本

## ②福田石丁場

### <現況>

福田森滝乙 101 の 2 に町指定有形文化財「大坂城築城用残石」(昭和 48 年 3 月 26 日指定)がある。福田地区では、明治時代以降に石材業が活発になり、各所で開発されている。そのため近世初期の石切場はほとんどみられない。

### <今後の展望>

福田地区は、小豆島の海の玄関口として、フェリー乗り場、石材運搬船などが停泊できる岸壁や漁港が整備されている。海岸部分に近世初期の石材積み出し関連の遺構を確認することは困難であろう。



図2－16 小豆島町指定の「大坂城築城用残石」

### (3) 大部地区

#### ①大部ろくろ場跡周辺

##### <現況>

大部地区には、石材を積み上げたような構造の大部ろくろ場跡がある。この石積みには、矢穴のある石材は確認できず、付近に小型矢穴のある石材が数基点在する程度である。A 地点では、海岸から沖に向かって大型石材が列状にまとまる状況で、その中には小型の矢穴をもつものも数基確認できた。航空写真で確認すると、方形状に石材が集められているように見える。B 地点では、A タイプ矢穴をもつ石材片 1 点が確認できた。しかし、近現代において、石材片などを投棄した痕跡なども多数見られ、残存状況は悪い。

一方、ろくろ場跡上部の C 地点には、大坂城築造時のものと推定される A タイプ矢穴をもつ石材が畑の擁壁として転用されている（現在は所在不明）。

##### <今後の展望>

ろくろ場跡の上部や B 地点から山間部には、大坂城築造時の石丁場が存在している可能性もあるが、現状では確認されていないため、踏査する必要がある。海岸部では、ろくろ場跡の岡化や A 地点を中心とした海中調査などが必要であるが、遺跡の残存状況はよくない。



図 2-17 土庄町大部（ろくろ場跡付近）の調査位置図（上が南）

## ②大部地区に残る石材

大部公民館の前には、平成 24 年 7 年頃に移設された大型石材が 2 石ある。平坦な大型石材は長さ 378cm で、A タイプの矢穴列をもつ。地元関係者の話によると、ろくろ場付近から持ち込まれたものであると言う。

また、大部から西へ 1.5km に位置する琴塚地区にも採石場の痕跡が窺える。前鼻とされる岬に多くの種石が点在しており、小型矢穴が複数確認できる。特に、町指定文化財である住吉神社の境内には A タイプ矢穴のある石材が置かれているが、その経緯は不明である。

なお、本調査の成果について平成 31 年 2 月 10 日から 3 月 12 日に土庄町立中央公民館において、徳島文理大学学生による企画展「小豆島 石の物語」の開催中に、山本養三氏から情報提供があり、御影運動公園内で新たな刻印石を確認した。



図2-18 大部公民館前の石材

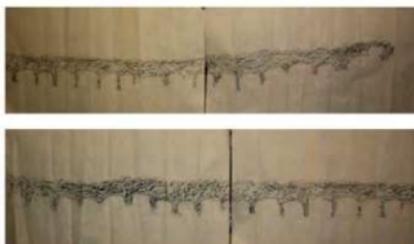


図2-19 大部公民館前の石材拓本



図2-20 琴塚（住吉神社）の石材



図2-21 御影運動公園の刻印石材

#### (4) 小海地区

##### ①小海石丁場

###### <現況>

小海地区的石丁場は、細川家の丁場であり、集落縁辺や山麓～山間部に位置する。各丁場には大坂城築城時の石材が現存し、とび越丁場、宮ノ上丁場、とびがらす丁場、北山丁場などが知られる。海岸部においては、防波堤工事等による改変を受けており、道の駅に並ぶ残石以外は、小型の矢穴のある石材を数個確認できる程度であった。ただ、A 地点では、大型石材が海中に点在する状況であったため、海中を確認したところ、石材群より沖側は水深 2 m 以上と急激に深くなっていた。それらの石材群に探石痕跡を窺うことはできなかった。

###### <今後の展望>

小海地区的集落縁辺や山麓～山間部に位置する各丁場については、詳細な調査は実施されていないため、石丁場全体の分布図や刻印石の種類・数など基礎的な基礎的な調査を進める必要がある。しかし、海岸部においては、関連遺構が残存していない可能性が非常に高いため、調査は困難である。



図 2-22 土庄町小海の調査位置図（北西から）

②女風呂石丁場

<現況>

小海地区の西に隣接する女風呂地区は、中川家の石丁場とした記録があるが、現在では民家の入口付近に「三角形に二重線」の刻印石が1石、神社の手水鉢に小型の矢穴が見られる程度である。



図2-23 土庄町女風呂の調査位置図（上が南）



図2-24 女風呂地区に残る刻印



図2-25 女風呂地区に残る刻印拓本

## (5) 千軒地区

### ① 推定柳木谷石丁場

#### <現況>

柳木谷丁場の推定地にあたる柳地区は、海岸部が柳漁港として整備されている。湾の西にある江洞窟付近には、花崗岩の大型の種石が海に迫り出して存在するが、採石痕跡は確認できなかった。また、東側の岬も遺構は存在していなかった。一方、山間部には岩盤を対象にした石丁場や矢穴の残る転石(A地点)などが確認された。矢穴石は長辺約1.2m、短辺約0.4m、厚さ約0.4mで、タテ12cm、ヨコ1cm以上、深さ8cmのAタイプ矢穴をもつ。

#### <今後の展望>

海岸部の状況は全く不明である。しかし、柳地区の中を流れる柳川は、千軒丁場とされる丘陵の背面につながるため、柳川上流付近に石丁場が存在する可能性も考えられる。



図2-26 土庄町柳の調査位置図（南東から）



図2-27 山間部の採石跡

②水が浦石丁場

<現況>

海岸部は、ヘルシービーチとして整備された砂浜が広がる。東側の岬の麓（A 地点）では海に面して、小規模な石丁場を 6ヶ所確認した。それぞれの丁場は約  $2 \times 3$  m 程度の規模で、約  $0.3 \times 0.3 \times 0.7$  m の板材を切り出している。岩盤の縦方向の節理をうまく利用しながら、横方向から矢穴を掘って、すくい取りを行っている状況など、利用していた当時の状況のまま良好な状態で保存されていることが判明した。一方、ビーチの西側の磯において、ピット状の浅い窪みが方形に 4つ並んでいる岩場（B 地点）があった。波による浸食が著しく、これが人工的な遺構であるかどうかの判別は困難である。また、ヘルシービーチに流れ込む河川があり、谷筋を上ると池にたどり着くが、道中には採石に関する痕跡は全くなかった。

<今後の展望>

水が浦丁場は、江戸期の文献に商丁場であったとの記載があり、まさに当時の状況が良好な状況で残存している。大坂城とは関係ないが、近世の採石遺構として、詳細な調査を行う必要がある。



図 2-28 土庄町千軒（ヘルシービーチ周辺）の調査位置図（上が北）



図2－29 水が浦の採石状況



図2－30 水が浦採石跡の様子

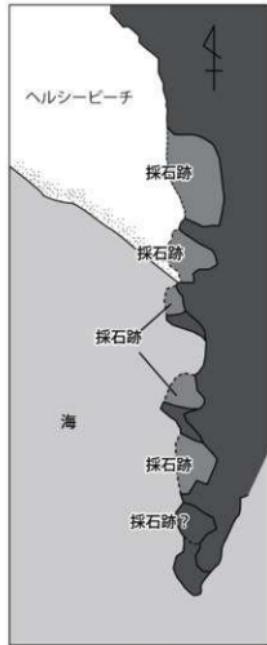


図2－31 水が浦採石の略図

### ③千軒石丁場

#### <現況>

千軒丁場の痕跡は、県道 254 号線の旧道沿いに A タイプ矢穴をもつ石材が 1 石あるのみである。かつては堀神社付近まで河川が繋がっていて、船の出入りがあったようだが、埋め立てによる地形の変化も著しい。山間部は近代に階段状に耕作地化されている。黒崎と呼ばれる岬に石丁場があったことが知られるが、現況では採石痕跡のある石材は確認できなかった。ただ、轆轤洲と呼ばれる岩礁には一辺約 0.5 m の方形状石材もあることから、人工的に切り出された石材の可能性もある。また、南端には径 5 m 前後の平坦な巨石があり、容易に上陸できる。

#### <今後の展望>

大坂城築造時の石丁場がこの付近にあったとされているが、詳細は全くわかっていない。山間部と海岸部ともに採石痕跡を全く確認できなかった。また、海岸部に昭和 58 年まで存在していた船繫ぎの石杭やろくろ岩の位置などを考慮した旧地形復元なども合わせて行っていくことで、船積みの構造を解明するための参考資料となる。



図 2-32 土庄町千軒の調査位置図（上が東）



図2-33 魚鱸洲の状況



図2-34 千軒地区に残る矢穴石

#### ④推定西瀧石丁場

##### <現況>

千軒地区の集落の北端に千軒漁港があり、その人工的につくられた湾内に船繋ぎ用に利用されていた石柱が2本存在する。A地点にあるものは、7～9cmの矢穴列が入った大型石材に、25cm四方に例りぬかれた穴に、高さ50cm以上の円柱形の石柱がたてられている。方形穴と石柱の隙間には小石とモルタルが詰められ、固定している。また、B地点のものは、倒れてしまっているが、石柱は同様の構造である。ただ、倒れていることで、石柱の土台が2段構造であることがよくわかる資料である。漁業関係者の話によると、かつては定期船を繋いでいたもので、昭和初期以前からあるものであるようだ。山間部は西瀧川の流れる谷と100m程西側にある谷地形を県道から200m前後上りして石材の分布を確認した。西瀧川は砂防ダムが建設されているが、西側の谷筋にはC地点でAタイプ矢穴をもつ石材を2石確認できた。

##### <今後の展望>

船繋ぎの石柱がいつ頃のものかはわからないが、『土庄村石場改帳写』に「柳木谷」「水か浦」から「小瀬」までの間に「東瀧」「西瀧」という丁場名が見られることから、この付近にも船積場があった可能性も想定できる。一方、山間部には少数ながら近世初期の矢穴石が残存している可能性があり、詳細な調査を行う必要がある。近くの河川の上流では近年まで採石を行っていた場所もあるようであり、さらに山間部の調査範囲をひろげていくことで手掛かりが得られるだろう。



図2-35 土庄村千軒（千軒漁港周辺）の調査位置図（上が北）



図2－36 A地点の石柱



図2－37 山間部に残る矢穴石

## (6) 小瀬原地区

### ①小瀬原

#### <現況>

小瀬地区の集落の北を画する丘陵尾根上には、重岩と呼ばれる種石の巨岩がある。そこから尾根沿いに下った丘陵の中腹に小瀬原石丁場がある。石丁場跡には5石以上の矢穴石があり、内2石は斜面地にある巨大な種石に矢穴列が残る（石材No.1・2）。そこから西へ下れば海岸へ出る。小瀬地区の集落内を通る旧道沿いには石碑「中川二助翁之碑」が建立されており、石材にAタイプ矢穴を窺える。また、この地点は小瀬原石丁場から真っ直ぐ海岸に向かう谷筋の出口付近に位置する。

一方、尾根の上方については、重岩（小瀬石鎧神社）までの参道沿いの石材に矢穴が見られないため、中腹の平場より下での採石が想定されてきた。ところが、今回、ドローンによる航空撮影を実施した結果、重岩と平場の間にある重岩不動のお堂裏にある種石にAタイプの矢穴列が確認された。付近に他の採石痕跡は見られないが、石丁場の範囲を見直す新たな発見であった。

なお、本調査の成果について平成31年2月10日から3月12日に土庄町立中央公民館において、徳島文理大学学生による企画展「小豆島 石の物語」の開催中に、山本養三氏から情報提供があり、小瀬原石丁場石材No.1の側面で文字刻印を、また、その下部の石材で新たな刻印石を確認した。

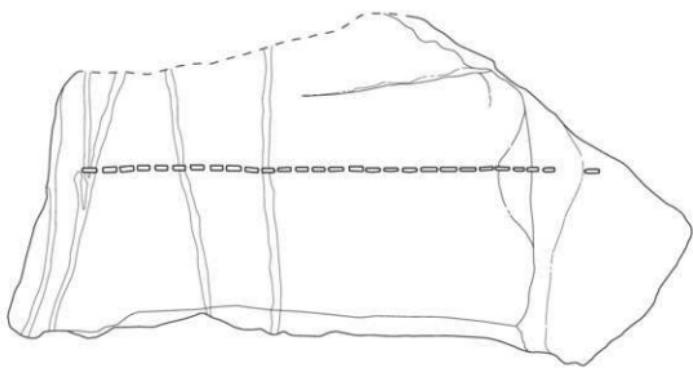
#### <今後の展望>

小瀬原石丁場には残存する石材が少ない。そのため、新たに発見された矢穴石の下や、小瀬原石丁場と石碑の地点を結ぶ谷筋を踏査し、搬出ルートの可能性を想定した山間部の詳細分布を充実させていく必要があるだろう。



図2-38 土庄町小瀬の調査位置図（上が東）

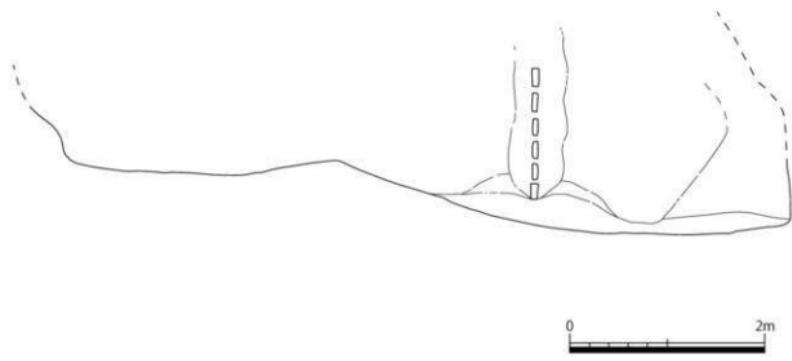
N



0 2m

図2-39 小瀬原石丁場の石材 (No. 1) S=1/50

N



0 2m

図2-40 小瀬原石丁場の石材 (No. 2) S=1/50



図2－41 小瀬原石丁場の矢穴 (No.1)



図2－42 小瀬原石丁場の刻印 (No.3)



図2－43 重岩不動裏の残石



図2－44 小瀬原石丁場の刻印

②海岸部

<現況>

海岸部は現在も護岸工事が進行中であり、護岸の石材にも矢穴が残るものも少なくない。海中も含めて踏査したところ、石材が集まる地点を3ヶ所確認した。A地点では矢穴石が19石確認できた。その内の一つは径3m程ある大型の石材で、上部にある矢穴列はタテ10~12cm、ヨコ4cm、深さ10cm前後のAタイプ矢穴で構成される。B地点も同様の矢穴をもつ石材が点在し、自然石材が直線状に並ぶ地点やAタイプやCタイプの矢穴をもつ石材が混在して護岸に利用されている地点もあった。C地点には小型の矢穴が入る巨石が海中にあり、その付近の海岸から海中にかけてもAタイプとCタイプの矢穴石が数個点在している。

<今後の展望>

今回確認された海岸部の3地点は、A地点は丘陵先端、B・C地点は谷筋の出口付近に位置し、いずれも容易に採石ができる立地と言える。『土庄村石場改帳写』に「小瀬」「じや谷」「大かげ」「つぶ石」「九だて」という丁場名、内「つぶ石」「九だて」については「商丁場」と記されている。そのため、海岸部の石材群は、いずれかの丁場に該当する可能性がある。山間部を含めた踏査を行い、文献との照合が望まれる。



図2-45 図 土庄村小瀬（海岸部）の調査位置図（西から）



図 2-46 A 地点の石材群



図 2-47 B 地点の石材群



図 2-48 C 地点の石材群

## 第3章 千振島の調査

### 1. 調査地の位置と環境

千振島は、小豆島の北西に位置し、土庄町小江に所在する周囲 1.5km 程の小島である。島は灯台のある北東の高まりと木々の生い茂る本島を連結させたような形状を呈し、南東側に湾状の地形ができる。島の大半は花崗岩類で構成され、南側には砂浜がひろがるが、北側の多くは崖面となっている。また、島の中央部は耕作による改変が著しい。

千振島本島の周囲には、3つの岩礁があり、千振島の南に位置するものをイチノソワイ、西のものはナカノソワイ、北西のものは白石と呼ばれている。いずれも船で接岸しなければ上陸することはできない。



第3-1図 千振島及び周辺岩礁の調査位置図（上が北）

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1078321>)

### 2. 調査の概要

調査は、千振島及び周囲の岩礁において、踏査、簡易測量、拓本等による記録作業を行ったもので、のべ9日間実施した。

### (1) 採石状況の踏査

#### ①千振島

千振島の全域（一部は船でしか上陸できない場所）及び、イチノソワイ、ナカノソワイ、白石において、矢穴石の残存状況などを確認した。

千振島では、A～Fの6地点で採石痕跡を確認した。A地点では、大規模な採石が行われており、少なくとも3時期以上の矢穴がみられる。また、花崗岩の垂直方向の節理を利用し、水平方向の矢穴を入れてすくい取る方法を用いているものが多い。B地点では、小型の矢穴もつ石材が数基点在している。C地点では、すくい取りによる採石が行われている岩盤が数か所確認でき、矢穴の形状から2時期以上の石切が想定される。D地点では、千振島で唯一Aタイプ矢穴が確認できた位置である。少なくとも5石以上が確認でき、内一石は長辺1m以上、短辻0.72mの規格石材が埋まった状態である。また、山根のものは丘陵上からの転落してきたものと考えられ、この付近に大坂城築造段階の石丁場があった可能性が高い。E地点では、近年まで採石していたようで、浸食をほとんど受けていない転石やそげ石などが散乱している。

また、岩盤にはブロック状に切り出したための矢穴列が見られ、階段状に切り出されている。F地点では小型の矢穴を確認した。



図3-2 千振島北半（A・B・G7 地点）の石材分布

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1078321>)

## ②イチノソワイ・ナカノソワイ・白石

千振島の南には3ヶ所の岩礁がある。イチノソワイは、一番東に位置するもので、4～5cm程度の矢穴をもつものが4石ほど確認できた。ナカノソワイは、Aタイプの矢穴列が一列入れられている巨石がある。その周辺は小型の矢穴の入った石材があり、海中にも直方体状の石材らしきものが見られる。白石は、方形の穴を掘られた巨石と小型の矢穴列が見られる数基の大型石材がある。巨石の方形穴は、約20cm四方の大きさで、その位置は海とは高低差が大きい。何に利用するものかは不明である。

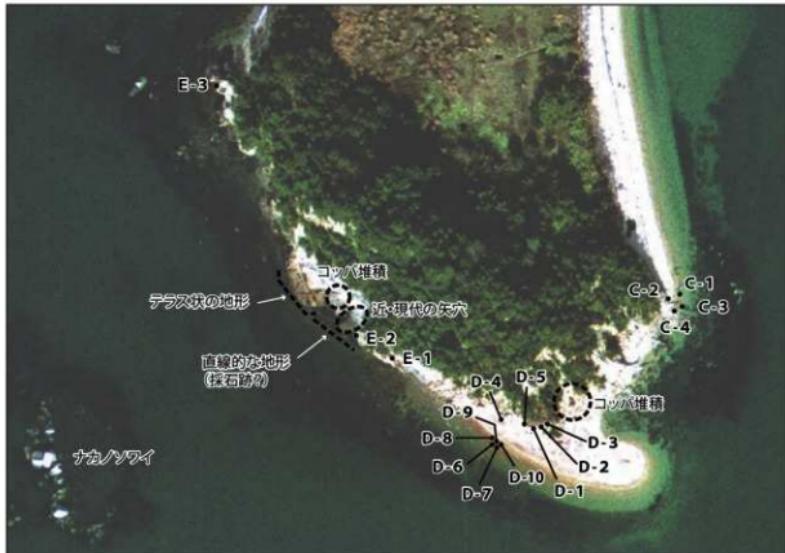


図3-3 千振島南半（C～E地点）の石材分布

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1078321>)

## （2）D地点の調査

千振島の踏査の結果、近世初期のものとされるAタイプ矢穴は、千振島D地点とナカノソワイの巨石に限定されることがわかった。そのため、D地点については、平板測量調査を実施し、平面図を作成した。D地点では東西約50mの範囲に大小合わせて15石以上に矢穴が確認でき、その内の6石にAタイプの矢穴がある。

図化した範囲における石材の分布は、山麓に点在するもの（No. 1～5）と海浜部のもの（No. 6～11）にまとまる。山麓のNo. 1～3は一部が丘陵斜面に埋もれた状況であり、山麓に近い丘陵上の石材が海岸部の侵食により転落したものと推測される。

一方、海浜部では、長辺 1 m、短辺 0.6 m、厚さ 0.5 m の規格石材が 3 石並ぶ (No. 8 ~ 10)。これらは羊羹割りされたままの状態のもので、大型石材を A タイプ矢穴で 3 つに分割したものである。その他にも A タイプ矢穴の No. 7、C タイプ矢穴の No. 6 も見られる。

調査を開始してから D 地点付近の砂浜が移動する現象が起こり、一面に石材がひろがる時と砂で覆われてしまう時があった。潮の流れによる地形の変化が激しい場所である。

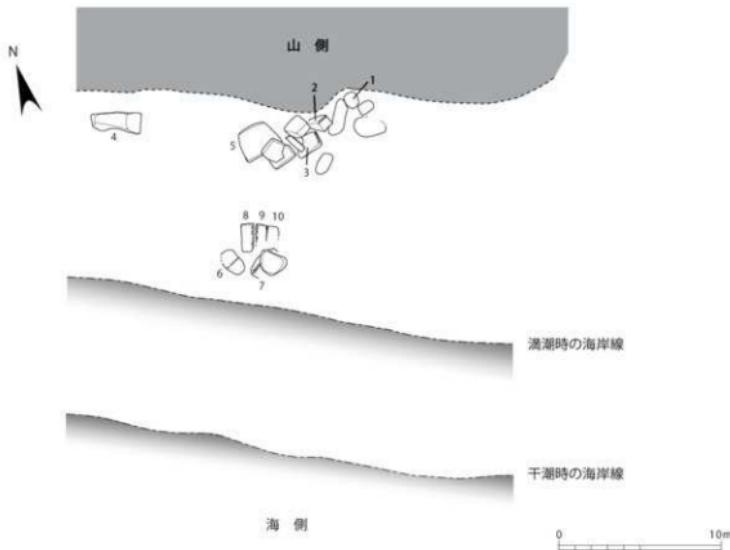


図 3-4 千振島 D 地点の石材分布図 S=1/300

### (3) ナカノソワイの調査

ナカノソワイは海上に突き出た二つの巨石とその周囲に点在する大型石材で構成される岩礁である。かつては島のような形状あったようで、「正保小豆島絵図」には木の表現が描かれている。実際にナカノソワイと呼ばれる巨石の東から南にかけての東西約 40 m、南北約 60 m の範囲は、干潮時には水深 0.5 ~ 1 m 前後となる浅瀬がひろがる。ただし、浅瀬には小型の C タイプの矢穴を中心とした石材が点在するのみで、大型の A タイプは見られない。

唯一、A タイプの矢穴列が残る巨石は、長辺 5.6 m、短辺 3 m の規模で長方体形状を呈する。矢穴列は、タテ 12 ~ 13 cm、ヨコ 4 ~ 5 cm、深さ 6 ~ 8 cm の矢穴が 22 個入る 1 列のみである。この矢穴列によって、石材は短辺幅を長辺として、約 1 m 毎に羊羹割り分割しようとしたものと考えられるが、他に下取り線などの痕跡も見られない。

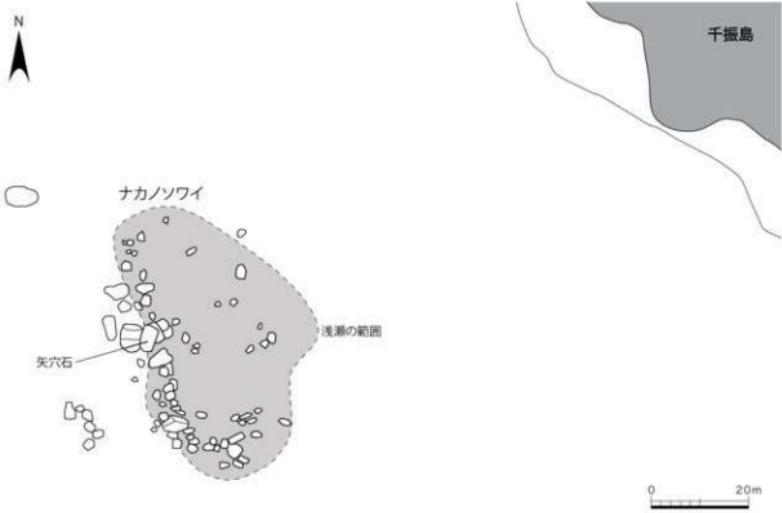


図3-5 ナカソワイ復元平面図 S=1/1000

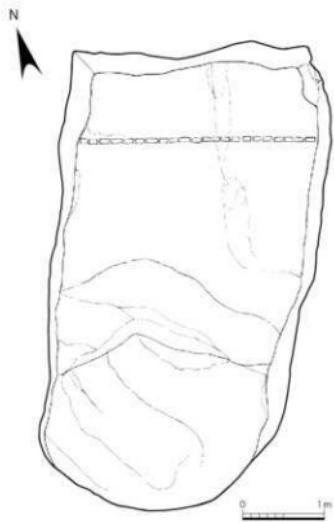


図3-6 ナカソワイ矢穴平面図 S=1/60



図3-7 ナカソワイ空中写真

#### (4) 千振島の矢穴

矢穴石を確認できた千振島の各地点とナカノソワイの矢穴形状を記録するため、矢穴の計測及び拓本を実施した。なお、ナカノソワイの矢穴列については、割られていない状態であったため、断面形状を把握するため、シリコンによる型取りを行い、その形状を記録した。

まず、各地点の矢穴形状を見ると、大型から小型のものや細長いものなどおよそ6種類に分けることができる(図3-8)。類型モデルの「イ」はいわゆるAタイプ矢穴であり、D地点のみで確認できる。また、「ハ」はE地点のみで、他はA～C地点に混在する。これらに時期差を求めるることは異なる詳細な分析を要するが、少なくともD地点に限定される近世初期段階の採石と、近世の小型矢穴、近世～近代の摺理を利用したすくい取り用矢穴と小割り用の小型矢穴を利用して採石に分けることができる。

### 3.まとめ

千振島及び周囲の岩礁を対象にした今回の調査によって、はじめて網羅的かつ詳細に採石状況を記録化できた。ナカノソワイの巨石にあるAタイプの矢穴列は従前より存在が確認されていたが、記録化できていなかった。今回、記録化できた意義は大きい。

ナカノソワイの浅瀬は、元来島状の地形であったと想定しうる。近世初期当時は、上陸して採石していたのだろう。千振島では、ナカノソワイとその対岸のD地点のみでAタイプ矢穴を確認したことから、近世初期には全島で採石したのではなく、島の一部で採石したことが明らかとなった。

表3-1 千振島の矢穴一覧表図

地区	石材番号	矢穴列	型式(仮番)	備考
A	1	—	△	
A	2	—	□	
A	3	—		
A	4	—	□	
A	5	—		
A	6	—		
A	7	—	△	
A	8	A	△	
A	9	B		
A	10	—		
A	11	—		
B	1	—		
B	2	—		
B	3	—		
B	4	—		
C	1	—		
C	2	A		
C	3	B		
C	4	C	△	
C	5	D	△	
C	6	E		
D	1	—	△	
D	2	—	△	
D	3	—	△	
D	4	—		
D	5	—		
D	6	—		
D	7	—	△	
D	8	—	△	石材番号8・9接合(同じ矢穴)
D	9	A		石材番号8・9接合(同じ矢穴)
D	10	B		石材番号9・10接合(同じ矢穴、摩耗)
D	11	—		石材番号9・10接合(同じ矢穴、摩耗)
E	1	A	△	
E	2	B		ドリルの跡あり
E	3	C	△	
		—	△	

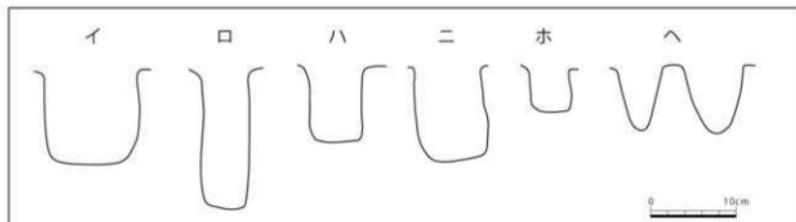


図3-8 千振島の矢穴類型モデル案

## 第4章 論考

### 1. 大坂城築城にかかる小豆島石丁場の所在地と石材輸送

橋 詰 茂

#### (1) はじめに

元和6年から開始された大坂城再築城は、三期にわたり西国諸大名の公儀普請として行われた。その際に大量の石材が必要となり、諸大名は各地に石丁場を求めた。その一つが小豆島である。小豆島の石丁場に関しては、残石に注目し大坂城築城との関わりが語られてきた。だが築城終了後の島石や石丁場についての研究は見られない。また、現存する石丁場跡が大坂城築城期の石丁場なのか、築城後新たに開かれた石丁場なのかが、明確に区分されているとは言い難い。にも関わらず、あいまいなまま大坂城築城時期の石丁場としている。諸大名の石丁場跡すべての所在地の確定はできていない。それは史料上に石丁場名が記載されていても、その所在地が不明であったり、遺構が残っていないため比定できないものがある。逆に遺構らしきものが見つかっても、史料上に見えないため当該時期のものであるか否かが明らかに出来ない。文献資料と現地踏査を組み合わせた調査により、それがある程度は明らかにすることが可能となる。

本稿では、石丁場の所在地と大名について再検討し、島代官小堀政一と庄屋が果たした役割を検証する。そして、大坂城築城期とそれ以降とに時期区分を試みようとするものである。また、各石丁場で切り出された石材や、石船での輸送の状況について検証する。

#### (2) 石丁場を拓いた諸大名

まず、最初に小豆島に石丁場を拓いた大名について見てみよう。代表的な大名として、筑前福岡藩主黒田氏、伊勢津藩主藤堂氏、肥後熊本藩主加藤氏、豊前小倉藩主細川氏、豊後竹田藩主中川氏、出雲松江藩主堀尾氏、筑後柳川藩主田中氏、肥前佐賀藩主鍋島氏などである。

この中で鍋島氏に関しては、今までほとんど知られていない。ただ残存している史料を検証すれば、豊島の家浦と甲生浦に石丁場を求めていたことを知る。元和7年と推定できる小堀政一書状に、鍋島勝茂が石丁場を所望する旨を小堀へ申し入れたため、家臣の長屋木工・大橋金右衛門と豊島庄屋に渡すよう指示した内容が記されている。そして指示を受けた長屋・大橋が土庄村庄屋にその旨を指示している。豊島の石丁場は本来は豊後竹田藩の中川氏に渡るべきものであった。だが鍋島氏の手に渡ったため、中川氏は小堀の家老と交渉して「めくろ」という所に石丁場を確保した。めくろとは小海村の女風呂のことであり、以後中川氏は女風呂石丁場から石を搬出している。

鍋島氏は豊島に、中川氏は小海村の女風呂に石丁場を得ることができたが、大名同士の石丁場の獲得を巡る様相が克明に浮かび上がってくる。

小豆島に石丁場を希望する大名は、まず小堀に申し入れて了解をとる。その後小堀は出役の下代と庄屋に石丁場を渡すよう指示する。ただ、石丁場を渡すにあたりいくつかの条件がつけられた。それは以前に他の大名に渡していないこと、境目などの入組がないこと、地元の百姓の迷惑にならないこと、以前に大名へ渡した石丁場へ入会がないこと等である。これらのことに念を入れるよう指示している。つまり小堀の許可無く大名は石丁場・石の扱いは出来なかった。また、島庄屋の関わる石丁場への根回しが必要であった。小堀は大坂城作事奉行として絶対的権力を所持するのである。

中川氏が石丁場を拓いた小海村には、小倉藩細川氏も石丁場を拓いている。細川氏は小豆島と塩飽に石丁場を拓いていた。「元和七年塩飽・小豆島御仕置石数之覚」によれば 881 個が小豆島から、3252 個が塩飽から切り出されている。塩飽での採石が多く、重点を塩飽に置いていたのであろうか。小海村における細川氏の石丁場だが、明暦頃の「小海村石数之覚」によれば、中川氏の女風呂石丁場とともに、北山・とひかす・おく谷・西ノ通・宮ノ上浜 2箇所の石丁場を所持していた。そしてそこに残された石の数が 1231 本記されている。

また、同史料に「ちぶり 松平右衛門殿分」と記されていることに注目したい。松平右衛門とは黒田忠之である。黒田氏の石丁場がちぶり（千振島）に存在したこととなる。文献上にちぶりの記載はこれだけであり、この石丁場がいつ拓かれたかは明らかでない。千振島は土庄町小江地区の海上 1 kmほど沖合にある。調査の結果探石痕跡を確認したが、早い段階から近現代まで探石が行われていたことを知る。従来千振島には残石がないといわれていたが、島の南に位置する場所から、大型の矢穴を持つ石を確認した。またその正面の海上に位置する三カ所の岩礁の一つであるナカノソワイに大きな矢穴 22 個が一列になって残されている。両者は非常に近い位置にあり、一連のものとして考えることが重要である。以上のことから、大坂城築城期に採石が行われていた可能性が考えられる。他の史料に黒田氏が千振島に石丁場を所持したという記録は見ない。本来は他の大名の石丁場であったのを細川氏の島からの撤退に伴い、黒田氏が千振島へ進出して確保した可能性もある。小江地区は小海庄村屋の管轄下であるため、この記録に記されたのである。詳細は第 3 章千振島の調査を参照されたい。

黒田氏の石丁場は、すでに元和 7 年に島の東海岸部岩谷に北は亀崎南はしいの木の範囲で拓かれた。現在、八人石丁場・豆腐石丁場・亀崎丁場・天狗岩丁場・天狗岩磯丁場・南谷丁場を併せて岩谷石丁場と称して、国史跡に指定されている。どの程度の石を切り出したかは明らかでない。だが、大坂城築城が終えた後は、番人小屋を置いて幕末まで厳重に監視した。明暦 3 年の「小豆島石之目録」を見ると、岩谷・黒崎・小海・福田・家浦・大部の六カ所の石丁場名と、それぞれの石丁場を所持した大名と石丁場に残された石の数の明細が記されている。これによると、松平右衛門佐（黒田忠之）の岩谷石丁場では 457 本の石が残されていたことがわかる。年代は下るが、文久 3 年の「御用石員數寸尺帳」によれば、654 個のうち 431 個は海辺までの道のりに存在した。この史料は、大坂湾沿岸で砲台を建造するにあたり、小豆島の石を使用するために残されている石を調査したものである。明暦期の石数とあまり変わらない数の石が残されていた。番人による厳しい監視の結果であろう。現在岩谷石丁場に大量の石が残されているのは、厳重な監視により島外へ運び出されなかつたからである。

藤堂氏は福田村に石丁場を拓いている。「小豆島高反別明細帳」によれば、西谷・東谷・柄明地・鰐網代の四カ所の石丁場を見る。東谷・西谷は山中に拓かれ矢穴列のある石が残っている。一方柄明地・鰐網代は海岸線に拓かれた場所にある。矢穴石が残されており、近年藤堂氏の刻印石が発見されたことから、石丁場の位置は明らかにされた。

大部村には堀尾氏が石丁場を拓いたが、場所は判然としない。ろくろ場跡がある海岸線に矢穴石を見るが、いずれも新しい時期のもので、当時の遺構を示すものはない。ただろくろ場跡から少し西へ行った箇所に流れる川の上流に矢穴石があり、分銅の刻印が刻まれた石を見たという古の話が残っているが、1970 年代の台風による災害で流失し、今は見られない。その付近が堀尾氏の石丁場であったと推定する。現在は小型の矢穴石が残るだけである。また、その付近の谷筋の下部に同時期の台風により矢穴のある巨石が落下していた。その山手に石丁場が存在したと推定できるが、遺構は確認できていない。

石場地区には「田ちくこの」と刻まれた石がある。柳川藩主田中筑後守忠政を指すが、文献上には見当たらず詳細は不明である。同様の刻印石が大坂城にもあり、田中氏が島に石丁場を拓いたことに間違いはない。だが、元和6年8月に忠政は病死し、田中家は廃絶したため採石は中止されたであろう。刻印石は矢穴跡がない自然石である。1976年の台風による土砂崩れにより、石丁場跡は流失した可能性が高い。刻印石はその後海岸近くに移動して設置された。境界を示す石と考えられる。

ここで最も注意すべきは、加藤肥後守（忠広）である。加藤家の石丁場は土庄町の千軒・小瀬原石丁場が県指定史跡となっているが、指定範囲及びその根拠は明らかで無い。管見の限り文献上に千軒・小瀬原なる名称は見えない（小瀬の名称は後述のように見る）。遺構のある地名を探ってそのような史跡名にしたのである。詳細については後述する。

### （3）石丁場の変遷

石丁場を所持していた大名とその石丁場跡について再検証をしてみよう。大名と石丁場の関係を示した史料として明暦3年の「小豆島石之目録」（以下、石之目録と略す）がよく用いられている。注意しなければならないのは、ここに示された石丁場がそのまま大坂城築城期の石丁場跡であるか否か、また石丁場所持大名の変更はないのか、である。従来はこのことを十分に検証しないまま、ここに記載された石丁場・大名を大坂城築城時期のものとあてはめてきた。「石之目録」の記載について再検証が必要であろう。

小海村の女風呂に石丁場を拓いていた中川氏は、小海村では記載されず大部村にて中川山城守として記載を見る。また同村には松平出羽守も石丁場を所持している。中川山城守は竹田藩主中川久清、松平出羽守は松江藩主松平直政である。

寛永17年と、すでに大坂城普請から長年たった後だが、松平直政が小豆島で石丁場を求めたため、小堀から土庄村と大部村の庄屋に対して書状が出される。これは、石丁場は当分の間必要ないが、公儀御普請があつた時に備えてのために確保使用としたのである。寛永年中の江戸城普請掛りに鍋島信濃守勝茂と松平出羽守直政が参画している。このことから石丁場の確保は大名にとって重要な事項であった。大部村石丁場は大坂城築城期には堀尾忠晴が所有していた。忠晴は寛永10年に死去し跡継ぎがいなかったため堀尾家は断絶する。その後同15年に松平直政が松江城に入る。直政は慶安元年からの江戸城西の丸普請に参画しているが、いつ公儀普請が行われても対応できるように準備をしておかねばならなかった。忠晴が拓いていた石丁場は直政が公儀普請に備え求めたのである。

大名が改易・断絶した場合、その石丁場は新藩主が引き継いだのである。ただその際には島を統治している小堀の了解が必要であった。以上から大部村の松平出羽守直政の石丁場は、寛永18年以後のものであることが明らかである。

大坂城築城期には小海村に中川久盛が石丁場を拓いていたが、大部村には堀尾がいたため、久盛の石丁場は無かったであろう。久清は山城守に寛永12年に叙任されているところから、もし石丁場を持つにしてもそれ以降である。目録には久清の所有になっていることは、中川氏は堀尾氏の滅亡後、大部村に丁場を拓いたと考えられる。だが、両氏の石丁場が大部村のどこにあったかは判然としない。

加藤氏の石丁場は、「土庄村石場改帳写」によれば柳木谷・水か浦・東瀧・西瀧・小瀬・じや谷・大かげ・つぶ石・九だてといった九力所を見る。その内つぶ石・九だては商丁場と記載されている。明暦の段階で、旧加藤石丁場は商丁場として存在していたことを知る。商丁場は土庄村庄屋の笠井家が管理していた。この記録は前述の小豆島石之目録と併せて作成されたものと考える。九力所の石丁場がどこにあった

かは判別していない。現地踏査の結果、柳木谷・水か浦・東瀧・西瀧は千軒石丁場地域に比定できる。千軒石丁場の東に柳集落があり、そこを流れる柳川の上流に矢穴を持つ石が存在しており、柳木谷はこの地域を指すと考えられる。水か浦は同名の川が流れおり、その上流と推定する。上流に遺構は見ないが海岸線の岩場に矢穴の遺構を見る。千軒漁港から西瀧川上流の谷筋には大きな矢穴を持つ石があり、その地域に比定できる。東瀧は西瀧の東位置し、千軒川の上流域ではなかろうか。石の目録では、「黒崎西東」と見えるが、黒崎岬を境に東西に石丁場が拓かれていたことを示す。指定史跡千軒石丁場から近い海岸線に位置する場所に黒崎なる岬があり、黒崎沖にろくろ岩と呼ばれる岩が存在した。これは船積みのためのろくろを据え付けた岩といわれているが、今は見ることができない。また以前は指定地のすぐ近くまで水路が入り、船繼ぎと呼ばれる石抗があり船が係留できたという。千軒石丁場一帯を黒崎と称したのである。

時代は下がるが承応4年(1655)に大阪住吉大社造営に小豆島の石が使用されたが、それらの石はつぶ石・大かけ・じや谷から切り出された。また西浦なる地名を見るが、西浦は特定の石丁場を指すのではなく、つぶ石・大かけ・じや谷が存在する一帯を包括する名称として使用された。島の西部地域を西浦と称している。現在の小瀬原石丁場地域に比定する。先の目録に見る小瀬は小瀬原を指すと考えられるが、つぶ石・大かけ・じや谷・九だての場所は明らかで無い。小瀬原石丁場跡から山手へ登ったところに祀られている石鎧神社の奥にある巨石の上部に大型の矢穴が残されている。これは石丁場の範囲を示す目安になる。

一方、小瀬原石丁場の北側谷筋の海岸線に時代的には新しいが矢穴石が見られる。そのことから、その付近一帯に石丁場が存在したと考えられる。旧加藤氏の石丁場九力所すべてが大阪城築城期の石丁場であるか否かは判断できないが、石の需要に伴って商丁場へと変遷していったことは間違いないだろう。

#### (4) 石材の切り出しと輸送

小豆島からの石材の搬出はどれくらいあったのか。それを明確に示す史料はない。前述の「元和七年塩飽・小豆島御仕置石数之覚」によれば、小海村には4名の奉行が2名ずつの組になり、採石を行っている。竹内吉兵衛・澤形右衛門組は72個、嶋又左衛門・佐藤安右衛門組が809個、併せて881個の石を切り出している。嶋・佐藤組の採石数は、現在残石公園や北山石丁場にある残石に刻まれた「八百九内」と一致している。この刻印石は嶋・佐藤組による切り出されたものであろう。「塩飽小豆島御仕置石之覚」によれば、7年に採石された881個の石は318個が大阪へ輸送された。残された500個以上はいつ搬出されたかは明らかでない。むしろそのまま残されたと推定できる。細川氏の採石は小豆島から塩飽へと重点が移っており、9年頃には中止し撤収したと考えられる。

同じ小海村で石丁場を拓いていた中川氏は、草刈九郎右衛門と小原九右衛門を奉行として小豆島へ派遣したが、国元へ現地の状況を逐一報告し、指示を仰いでいる。それによると、7年10月18日から11月13日までで大角石9、大角脇石7、大脇石46、三口で62個の石を切り出している。また藤堂氏は福田村の石丁場で2月から11月朔日までの期間で450個を、堀尾氏は大部村で8月10日から11月13日までの期間で170個の石を切り出している。中川・堀尾氏は短期間で必要とする石を切り出し、その後御影へと移動した。

鍋島氏は豊島で石丁場を拓き、石の切り出しを行ったようだが、詳細は不明である。一方、土庄村で石丁場を拓いていた加藤氏だが、「加肥後守殿戸庄村当年ハ石わり不參候」と、この年には石の切り

出しを行っていない。両名の報告書に黒田氏に関する記事は見ることができない。他の文献にも黒田氏の石材搬出状況を示すものががないため、明らかに出来ない。

諸大名の採石にかかる人数は、藤堂氏が 700、細川氏 500、堀尾氏 5 ~ 600、中川氏は 600 人ほどを用いていた。中川氏の場合採石にかかる経費として、日用一人につき 8 分宛で御影より安価であった。他の石丁場でもほぼ同額と考えられる。では石の値段は如何ほどであったろうか。元和 7 年に女風呂石丁場で切り出された大石の値段が残されているが、角石が長さ 1 丈面 4 尺四方で銀 460 勘、付石は長さ 9 尺面 3 尺 5 寸四方で銀 186 勘、長さ 8 尺面 3 尺 3 寸四方で銀 163 勘、長さ 7 尺面 3 尺四方で銀 148 勘、長さ 6 尺面 2 尺 5 寸四方で銀 125 勘であった。他の石丁場での石の値段も同額程度であったろう。

このように切り出された石材は、どのようにして大阪へ運ばれ陸揚げされたのであろうか。

7 年 7 月に小海村中川氏の石丁場から大阪へ運ばれた石は「八間屋」で陸揚げしている。「八間屋」とは、八軒家とも書き、現在の大坂市東区の天満橋と天神橋の中間にあたる場所で、淀川河川の中核となる港があった。大坂城にも近く、陸揚げには最適の場所であった。また 11 月に運ばれた石は、「でんぼう」で陸揚げされた。「でんぼう」とは、現在の大坂市此花区伝法で淀川下流沿岸に位置し、古くから西国への玄関口の港として栄えた場所である。現在小公園に河川整備事業の際に引き上げられた矢穴石が数個設置されている。陸揚げ地が異なるが、八間屋から伝法へ陸揚げ地が移動したのであろうか。八軒家・伝法に運ばれた石を積んだ船の規模は記されていないため明らかでないが、寛永元年に中川氏が輸送した際には、30 人乗りの船 2 艘で石を輸送している。その後寛永 6 年からの江戸城普請の時は、伊豆からの石船は 45 人乗り 3 艘で準備している。輸送距離と海路が穏やかなため江戸城普請より一回り小型船の使用であった。「小豆島より大坂迄舟路三拾七里」の海路を輸送したのである。藤堂氏は小豆島からの石が運ばれた場合、船を少しも待たせずに石を揚げて船を戻すように指示している。小豆島と大坂間の石船輸送が頻繁に行われており、船の航行に支障をきたさないように留意していたことを示す。

他の大名の輸送状況は不明だが、黒田氏は道頓堀川で石を陸揚げしている。これは小豆島から輸送された石か否かは明らかでないが、石揚場として絵図にも記載されているところから、全ての石をこの場所で陸揚げしたであろう。大坂城に近い場所に石揚場を確保したのである。また木津川と長堀川が合流するあたりの寺島にも石揚場があった。木津川河口から入った船は、いったんここで荷揚げし、その後長堀川を通って大坂城へ運ばれたのであろう。大量の石を輸送したため、何カ所かの石揚場を確保していたのである。

石材輸送の船は、公儀普請の名目で島船が徵發された。室町時代から小豆島船での物資の輸送は多く、早い時期から港が開かれ船が存在していた。つまり石船の確保が容易であった。島船による石輸送が容易であることは諸大名にとって魅力であり、そのため小豆島に石丁場が多く拓かれたと考えられる。

では輸送に係る経費はどれくらいであろうか。中川氏は小海庄村屋と談合して、山出しから船での輸送にかかる費用を銀 22 勘とし、「でんぼう」まで運ぶことにしており、つまり 62 個の石の輸送貨が銀 22 勘であった。この輸送にあたり大坂町人が関わっている。また藤堂氏は「長さ一丈表三尺五寸」の石 4、50 個を、一個銀 68 勘で伝法まで輸送している。八軒屋までの輸送貨は「7 尺、6 尺から 3 尺 5 寸四方」の石一つにつき 35 勘であった。石の大きさや陸揚げ地により輸送貨は異なったのであろうか。

### (5) おわりに

大坂城築城が終えた後、各石丁場には多くの残石があり、残石は勝手に搬出することはできなかつた。黒田氏は石の番人を置き幕末まで厳重な監視をした。中川氏は石番を残すか付近の百姓を雇つて番をさせた。小海村では細川氏が撤退した後は庄屋の管理下に置かれるが、残石は田畠に残されたままであった。他の石丁場でも同様放置されたままであった。それに対し、土庄村の石丁場は大きく変化していく。寛永9年に改易となった加藤氏の拓いた石丁場は、土庄村庄屋笠井家による預かりとなる。やがて商丁場へと変遷していき、大半の石は商品として島外へ運び出された。

大坂城築城の石丁場と諸大名の関連を考察するだけで無く、大坂城築城後の石丁場の状況と、島の石がどのように活用されていくかを再検証せねばならない。そのことが、島に残された石の歴史を明らかにすることになると見える。

また、石丁場の管理権限を有する小堀政一は、大坂城普請を核として小豆島統治の徹底を図る目的を持っていた。小堀は塩飽島の統治も行うが、そこにも細川・黒田氏の石丁場が存在する。小豆島と塩飽島との関連づけが重要となろう。

### (付記)

本稿は「小豆島の大坂城築城石丁場と石材搬出に係る諸問題」を要約のうえ加筆したものである。

### 【参考文献】

笠井家文書

広瀬家文書

三宅家文書

石井家文書

永青文庫所蔵文書

「中川家記事」(『岡城跡石垣等文献調査報告書』所収、竹田市教育委員会、2011)

白峰句「近世初期の小豆島・豊島（手島）における石場に関する史料について」(『別府大学大学院紀要』12、2010)

石井信雄・中村利夫「小豆島における大坂城再築石垣石採石石丁場跡について」(『文化財協会報平成23年度特別号』2012)

拙稿「小豆島の大坂城築城石丁場と石材搬出に係る諸問題」(『香川史学』42号、2015)

## 2. 小豆島における矢穴について

高田祐一

### (1) はじめに

今回の調査では、採石遺構や残石の表面観察が主である。石材に残された採石痕跡などを評価する際、矢穴痕跡が重要な要素となる。本稿では、小豆島島内で確認できた矢穴に焦点をあて、事例を整理し、考察を加えるものである。

### (2) 千振島

#### ①千振島で確認できる矢穴

千振島では5地区で42個の矢穴を計測した。縦断面形状によって6タイプに分類できる。以下、それぞれのタイプについて整理する。第3章の図3-8千振島の矢穴類型モデル案を参照願いたい。

#### ○矢穴タイプ「イ」

千振島D地点・ナカノソワイで確認された。千振島D地点確認された矢穴の深さはおよそ6～8.5cm、幅が10～11cmである。ナカノソワイで確認された矢穴については、シリコンによる型取りによって縦横断面の形状を記録した。この矢穴タイプ「イ」は、徳川大坂城再築時のAタイプと同一形状である（森岡秀人・藤川祐作「矢穴の型式学」『古代学研究』180号）。以下、森岡・藤川編年）。千振島D地区では羊羹割り技法が見られることや、石材は、大坂城石垣石でよく見られる規格石材と形状・サイズともに類似している。千振島矢穴タイプ「イ」は、17世紀前半の徳川大坂城再築に伴う採石時の矢穴であろう。



図1 小豆島石千振島矢穴タイプ イ



図2 小豆島石千振島矢穴タイプ 口

#### ○矢穴タイプ「口」

千振島A地点で確認された。矢穴の深さは、13～15cm、幅6cmである。縦断面が細長い。類似例として、兵庫県高砂市には天保7年（1836）銘の石造物にこのタイプが確認されている。兵庫県東六甲山系においても確認されている。小豆島島内では、北浦幼児園（土庄町見目）にある石碑「天皇即位之碑」（大正4年銘）で確認されている。ただし「天皇即位之碑」の矢底は台形状で角部がしっかり形成されている。よって近世～近代で使用されたタイプである可能性を指摘しておく。



図3 小豆島石千振島矢穴タイプ ハ

#### ○矢穴タイプ「ハ」

千振島 E 地点で確認された。矢穴の深さは、7.5～9.5cm、幅 6～8 cm である。



図4 小豆島石千振島矢穴タイプ ハ

#### ○矢穴タイプ「二」

千振島 C 地点で確認された。矢穴の深さは、9 cm、幅 6 cm である。

#### ○矢穴タイプ「ホ」

千振島 C 地点で確認された。矢穴の深さは、6.5cm、幅 5 cm である。

#### ○矢穴タイプ「ヘ」

千振島 A・C 地点で確認された。矢穴の深さは、4～6 cm、幅 3～5 cm である。

#### ②なぜ千振島では矢穴のタイプが多いのか

千振島でのタイプの多さは、目的材、採石時期、集団、島内の地質、採石方法がそれぞれ異なることを示すものであろう。史料で判明している採石については、近世初期の石垣石材用の採石、近世の「ちふり島石商売」（『小豆島石小海村口上書写』（三宅家文書））による民需用の採石を指摘できる。目的材の大きさが異なる場合、採石する集団が使用する道具や、島内で採石可能な場所も変わってくるだろう。矢穴のバリエーションの多さは、近世初期から採石が繰り返されてきた証左であると考えられる。

#### ③石垣石材用の矢穴

千振島南西部にあたる D 地点とその沖合にあるナカノソワイで確認できる矢穴タイプ「イ」は、近世初期の徳川大坂城石垣普請で見られる矢穴である。大坂城石垣の石材は、短辺が 70cm 程度、長辺が 150cm 程度の法量が必要で、規格石材である。さらに石材の風化層を含む石材は不適合であるため、コアの部分のみを用いるには巨石から割り出す必要がある。千振島内においても大型の花崗岩コアストーンは南西部に多く見られる。よって近世初期には千振島南西部において採石したのである。

#### ④近世および近代の民需用の矢穴

千振島北東部である A 地点および南東部である C 地点には矢穴タイプ「ロ」が確認されている。このタイプが使われた時期は判然としないものの近世および近代とみてよいだろう。使用方法としては、地面に水平に矢穴を掘る。細長い鉄矢を使用し、石材をすくい取ると予想される。A 地点および C 地点では、大きなコアストーンではなく基盤層に石材が多数あるものの節理が多数入っているため、石垣用石材には向いていないだろう。

### （3）城郭石垣石材の採石

#### ①矢穴の記録方法

物体の形状を正確に計測するには 3 次元レーザー計測が有効である。しかし、矢穴の場合、穴内部が壺状になっていた際には、レーザーがあたらない。そのためシリコンにて型取りし、型を 3 次元計

測することとした。現地で穴底は視認しづらく立体的な観察が難しかったが、型取りと3次元計測によって穴底の加工痕跡まで観察できるようになった。シリコンによる型取りは、物理的に精巧な矢穴形状のコピーを作成できる。矢穴形状を反転した状態で、手に取って観察できる利点も大きい。しかし大型の矢穴では、大量のシリコンが必要となりコストがかかるのがデメリットとなる。別の手段としてSfM（Structure from motion）による矢穴の3次元計測の事例もある（山口欣志・阿部来「矢穴の非接触3次元計測による石割技法の検討」『日本考古学協会第82回総会研究発表要旨』2016）。非接触でコストがかからず矢穴形状をデータ化できるため、高精度で効率的な記録化が可能である。

#### ②小瀬原丁場（加藤家）と岩谷石丁場（黒田家）の比較

小瀬原丁場は、肥後加藤家の石丁場である。加藤家は、大坂城普請第三期には未参加であり、寛永9年には改易となるため、大坂城普請第一期あるいは第二期の採石であろう。岩谷石丁場は、黒田家による採石で、大坂城普請第二期以降に岩谷丁場を開いたことは文献史料によって判明している。小豆島内での大坂城石垣石の調達という点で目的材は同じであり、比較検討に適している。条件を揃えるため、大型の母岩を大割りする矢穴を対象とし、それぞれ矢穴の縦断面と横断面を図化した。対象とした石材は、小瀬原丁場の石材（図6）、岩谷石丁場天狗岩丁場の石材251（第2章（3）調査の概要（1）①天狗岩丁場 図2-1）とした。縦断面は加藤家が台形状に対し、黒田家は長方形に近い形状である。横断面に関しては、加藤家が細長いくさび形状であるが（図7）、黒田家は砲弾型に近い形状（図8）である。森岡・藤川編年のAタイプにおいても、横断面形状は、大名ごとに異なることを新たに指摘できる。

#### ③千振島の石材について

「小豆島石之目録」（笠井家文書）では、千振島の残石は黒田家のものとされる。千振島ナカノソワイの矢穴についてシリコンで型取りを実施した（図10）。八人石丁場の八人石についてもシリコンによる型取りを実施した（図5・9）。結果、両者（図9・10）は形状や法量はよく類似しているといえ、矢穴形状からみても千振島の残石は黒田家の可能性があるだろう。



図5 岩谷丁場八人石丁場八人石上部



図6 小瀬原丁場 1番石材

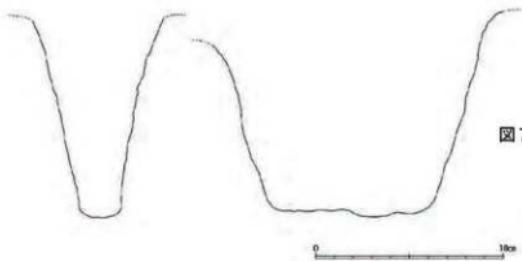


図7 小瀬原丁場 1番石材矢穴 14

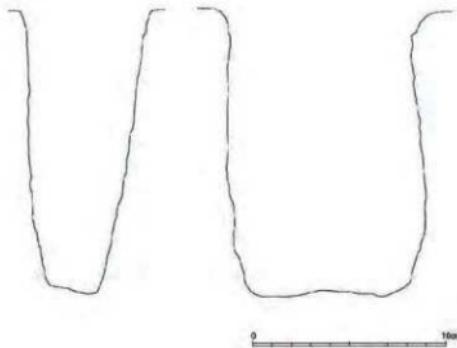


図8 岩谷石丁場天狗岩丁場  
石材矢穴 251

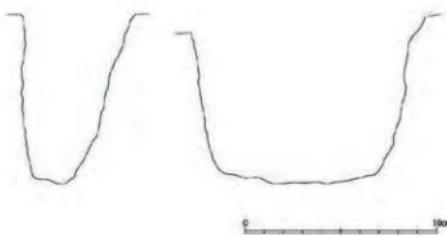


図9 八人石丁場 八人石矢穴列 C2

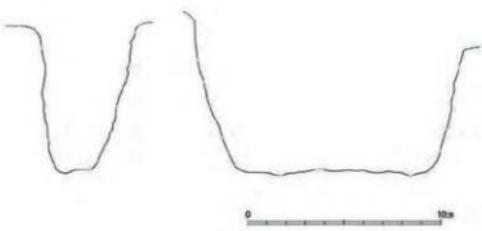


図10 千振島ナカノソワイ 4番矢穴

### 3. 小豆島における採石方法

福家 恒

小豆島は火山岩帯で構成され、標高400m前後より下部には花崗岩類がひろがる。谷筋には扇状地形の平野を形成する一方、海岸付近は花崗岩類の断崖地形が露呈する所が多い。

小豆島の石丁場の分布を見ると、全て海岸付近に立地し、限定された場所に配置されていることがわかる。これは採石地の選定における条件があったことを示唆している。石丁場の位置と村の所在を比較してもわかるように、小豆島における採石地の選定には、①花崗岩が海岸まで張り出し、種石などが豊富であること、②上陸・船積みが容易な浜（湾状の地形）が近くにあること、③村（集落）に隣接していること、④他の大名家の採石地とある程度距離をおくことなどの条件が想定される。

では、これらの条件のもとで選定された小豆島の石丁場の構造はどうか。石丁場の構造は、石材を切り出すセクション、その石材を運び出すセクション、それらを管理し、船積みするセクションに大分される。しかし、各セクション単位ではなく、採石から船積みまでの一連の工程を運営するものが石丁場であり、一体的・総合的に捉える必要があろう。

小豆島の石丁場では、近世初期段階に藤堂家、黒田家、加藤家、細川家、中川家、田中家などの諸大名家がある程度距離を置いて単独で採石を行っている。これが要因か、適した石材の分布が要因かを判断することは難しいが、石丁場の構造には若干の差異が見られる。

#### ①採石パターン A（岩谷石丁場、千軒石丁場）

大型石材を山間部から直接海岸へ下ろした先で船積みを行う方法で、谷筋毎に採石から運搬までを行う複数のユニットをもつ大規模な採石場である。

これに該当する岩谷石丁場付近は砂浜がひろがる湾地形となっており、採石地からのびる谷筋はこの砂浜につながる。採石地は天狗岩丁場、南谷丁場、豆腐石丁場、亀瀬丁場、八人石丁場の5つのグループがあり、八人石丁場に「たくみくみ」と刻印された石材があるように、少なくとも採石地点毎に組分けが存在することは明らかである。また、八人石丁場の分布調査では、採石地から谷筋を利用



図1 採石パターン A（岩谷石丁場） S=1/8000

して運び出し、海岸部で石材を仮置きしている。八人石丁場海岸部の規格石材のまとまりや天狗岩磯丁場のかもめ石付近の石材のまとまりが南北 25 m、東西 30 m の範囲に限られることから<sup>注1)</sup>、この範囲が仮置きから船積みまでを行う最小単位と考えられる。つまり、岩谷石丁場では、南北 1 km、東西 200 ~ 300 m の範囲で、各採石地から切り出した石材を複数の谷筋を使って海岸へ搬出し、谷筋の出口に近い数ヶ所に仮置き、そこから船積みを行うという一連の流れが想定される。これは、千軒石丁場においても、山間部の複数の谷筋での採石が確認されたことから、南北 1 km、東西 200 m の範囲に 3 つ以上のユニットが推定される。

#### ②採石パターン B（小海石丁場、福田石丁場）

海岸部ではなく、平野に隣接する山間部に複数の採石地をもち、一度平野部に石材を下ろし、平野部を通って、海岸の 1ヶ所に集約してから船積みを行う方法である。各採石地から海岸までを一体的に捉えると、南北 500 m、東西 700 ~ 800 m の大規模な構造と言える。

小海石丁場には、とび越丁場、とびがらす丁場、北山丁場、宮ノ上丁場、さらに文献に所在不明の「おく谷」「西ノ通」などが見られ、複数の採石地が存在する。岩谷石丁場と同様に各丁場毎に切り出しが想定される。しかし、小海地区は中央付近を橘川が西流し、広くはないが緩傾斜の平野を形成し、各採石地はやや奥まった丘陵上から山麓にかけて展開する。そのため、切り出した石材は、山麓から海岸部へ運搬しなければならない。また、船が着岸可能な浜もそれほど広くないため、石材は概ね 1ヶ所に集められ、船積みされたと推定される。文献からも残石が田畑に点在することが記されており、川筋だけでなく、平野部を運搬していたことがわかる。採石方法は、採石パターン A と同様にユニット単位で行うものであるが、平野部を抜けた先にある海岸付近の 1ヶ所に集めて船積みを行うパターンである。このパターンには福田石丁場の在り方が類似している。

#### ③採石パターン C（小瀬原石丁場、石場石丁場）

採石地点から直接海岸部へ石材を下ろす方法で、採石から船積みまでをおよそ南北 100 m、東西 400 m の範囲で行っており、採石パターン A の 1 ~ 2 ユニット程度の規模である。

小瀬原石丁場は丘陵尾根上で切り出した石材を直接海岸へ下ろせる谷筋が 2 本確認できる。おそらく採石地から海岸までを最短で下ろし、その場所から船積みする構造であろう。ところが、主要な採石地点よりも 100 m 程尾根を登った地点で採石の痕跡が発見されたため、今後の調査によって、もう 1 つのユニットを想定できるかもしれない。また、石場石丁場も丘陵から海岸までは急傾斜な地形で、小瀬原石丁場に類似した規模をもつ。採石地は不明だが、矢穴石の残る海岸までの範囲は、およそ南北 200 m、東西 400 m 以下に推定できる。

#### ④採石パターン D（千振島石丁場）

前章で報告した千振島の D 地点とナカソワイの採石方法が該当する。径 50 m 前後の範囲の中で採石から船積みまでを行っている。大型石材の採石を行うための最小単位の規模と言える。D 地点は丘陵から海岸までがわずか 20 ~ 30 m ほどで、切り出しと船積みをほぼ同様の地点で行っている。詳細はわからないが、ナカソワイの採石方法も同様であろう。

#### ⑤採石パターン E（千振島石丁場、水が浦石丁場など）

近世中期以降に利用された採石場である。水が浦石丁場は今回の調査で新発見したものであり、文献に見られる商丁場であると推定される。その採石方法は近世初期のものとは異なり、小型の石材を切り出すためのものであり、船積みしやすい海岸の岩盤に埋まる大型の種石を小割りしている。千振島も同様に節理を利用した採石方法で、小割りした石材を切り出す。おそらく径 5 m 程度範囲で採石し、

そうした採石地点を移しながら石材を入手する方法と考えられる。

以上のように、小豆島における採石地の選定は、露頭する花崗岩が海上から確認でき、かつ石材の搬出が容易な海岸のセット関係を重要視したと考えられる。

しかし、石丁場の構造を見ると、近世初期には各石丁場によって採石パターンが異なることがわかる。石丁場には採石から船積みまでのユニットがあり、採石パターンAは複数のユニットが採石地から海岸までを最短で運び各地点から船積みするのに対し、採石パターンBは地形的な制約により1ヶ所に集めて船積みを行うという手法が効率性を見出している。この違いが偶然の選択でないことを証明することは難しいが、石丁場全体の戦略的な構造に明確な違いを想定することができ、諸大名家による運営方針の差異が採石パターンの差異として反映しているのではないだろうか。

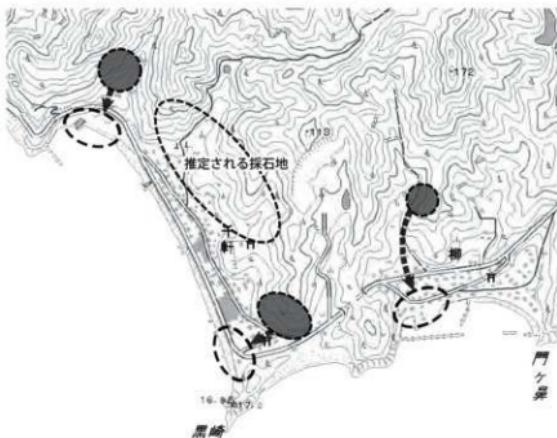


図2 採石パターンA（千軒石丁場）S=1/6000

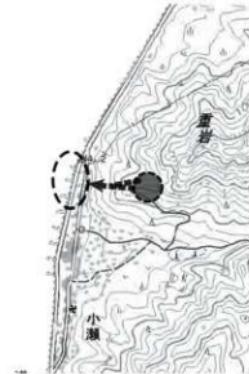


図4  
採石パターンC（小瀬原石丁場）  
S=1/6000

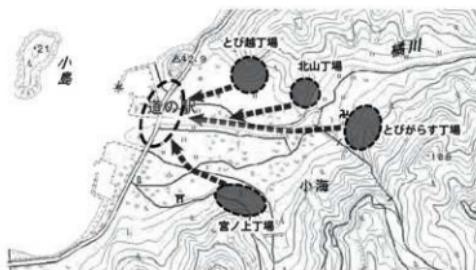


図3 採石パターンB（小瀬原石丁場）S=1/6000



図5 採石パターンC（石場石丁場）S=1/6000

### 【注】

- 1) 福家恭 2018「小豆島石丁場跡（岩谷石切場）の石材搬出ルート」『大坂城石垣石丁場跡小豆島石丁場跡の海上残石分布調査』奈良文化財研究所

#### 4. 城郭石垣における石丁場調査の位置づけ

大嶋 和則

織豊系や近世城郭は、現在の都市の発展の礎であり、シンボリックな存在として認識されており、国史跡や地方自治体の史跡指定を受けているものが多い。その史跡の構成要素として最たるもののが石垣である。その本質的価値は、近世以来遺構として存在する「歴史の証拠」と、曲輪や櫓台などの地盤や櫓や門などの建築物を支える「安定した構造体」からなる。

しかし、日本で初めて石垣解体修理に伴い発掘調査行われたのは、昭和33年の姫路城天守台である。調査範囲は限定的ではあるものの、石垣内部に羽柴秀吉時代の石垣が発見されたことは、考古学的な調査。一方で、全国の城郭の石垣解体修理では、「安定した構造体」としての修理が先行し、文化財的な調査の進展は低調なままであった。

平成元年頃からは文化庁の指導・助言等もあり、石垣も「歴史の証拠」としてとらえられるようになり、解体修理の事前に石垣天端の発掘調査や解体と並行しての調査が行われるようになってきた。しかし、石垣という特殊な遺構の調査で、かつ解体修理工事と並行するためその調整等について各地方自治体の文化財担当者は試行錯誤の上、調査方法を検討しながら調査を進めていた。このころから、石垣の石材カルテを作ることなども行われるようになった。しかし全国的には依然、「安定した構造体」が重視される傾向があった。

画期となったのは平成16年に文化庁等が主催となり第1回目が開催された全国城跡等石垣整備調査研究会であろう。全国の石垣解体修理担当者が一堂に会し、議論することで、石垣解体修理における調査方法の情報交換や共通認識が共有されたことによる。また、同研究会には設計業者、施工業者、石工なども集い、相互に情報交換がなされたことも大きい。これ以後、「歴史の証拠」として調査を行うことが通常化され、同研究会の議論とともに、平成27年には文化庁監修の『石垣整備のてびき』が刊行されるに至った。なお、同研究会では石垣解体修理だけではなく、石垣そのものの研究や石丁場などについても議論の対象となっており、飛躍的に研究が進んでいる。

石丁場の調査は、古くは『香川県史蹟名勝天然記念物調査』などに小豆島の石丁場についての記述が見られるが、本格的には昭和40年代に入ってからで、小豆島の大坂城石垣石丁場跡や東六甲山系、伊豆半島において調査が行われたが、その多くは刻印や矢穴のある残石の分布調査が主眼であった。昭和50年代以降は考古学の分野で、石引道、作業平坦面、母岩掘削遺構などの遺構の存在が示され、採石方法の復元なども行われている。現在も、各地で精力的な調査が行われており、全国の石丁場の集成も行われ、各地の石丁場の情報が共有されつつある。

一方で、石丁場の取扱いは地方自治体によって大きく異なる。そもそも、埋蔵文化財の調査では中世までが主な対象として認識されてきた傾向があり、近世の遺跡については調査されることも少なかつたが、平成10年9月29日付け文化庁次長次長による「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」によって、埋蔵文化財として取り扱う範囲を概ね中世までの遺跡を対象とし、近世のものは地域で必要なものが対象とされた。このため、近世の遺跡の多くは、埋蔵文化財包蔵地としてすら周知されていない。城郭ですら史跡指定地より外側の城跡全域から城下町までを埋蔵文化財包蔵地として周知している自治体もあれば、史跡指定地のみを保護の対象としている自治体さえある。小豆島では多くの石丁場が国・県・町指定の史跡として認識される一方、全国的に見れば埋蔵文化財包蔵地として認知されていないケースも多い。埋蔵文化財包蔵地として認知されないがゆえに、石丁場の

調査は行われず、石丁場の文化財的価値が明確にならない。

石丁場は城郭石垣にとって石材の生産地であり、城郭石垣を構築する上では、その石材という部品を生産する部品工場とも言える。しかし、一般的な石材加工品の生産地と消費地という関係性ではなく、石丁場での採石、石丁場から対象となる城郭への運搬、城郭での石積み等の一連の工程が密接に関係をもつてできるものであり、全体の工程が石垣普請と言えるものである。単に城郭石垣という遺構の調査を行い、「歴史の証拠」としての価値を明らかにすることではなく、その背後にある一連の石丁場や石引道や水運といった運搬経路の調査を行い、全体としての石垣普請過程を解明することこそが、城郭石垣の本質的価値を明らかにすることと言える。また、各工程の技術や工法を明らかにすることは、当時の土木技術の水準を考える上で極めて重要で、石垣のもう一つの価値である「安定した構造体」の解明にもつながるものと考えられる。

また、城郭石垣用に採石された石丁場は、当該城郭の普請が完了すれば、その目的を失う。大坂城築城に伴い採石された岩谷丁場のように、採石後も藩の管理下に置かれ、概ね大坂城築城当時の姿を保ってきたものがある。一方で、城郭石垣の修理等のため数時期にわたって用いられた石丁場や、城郭以外にも石材を搬出した石丁場も想定できる。多くの石丁場で時期差があると考えられる複数型式の矢穴が確認されることは、これを示唆するものであろう。中には、採石が行われ続け、地域の産業として根付いているところもあり、それは文化的景観とも言える。さらには、そもそも城郭石垣以外の目的で採石された石丁場もある。文献史料の分析により、大名が直接採石を行っていたが、寛永末期に採石の町人請負が城普請以外で行われるようになり、その後、城普請でも町人請負が行われたことが判明している（白峰 2010）が、石丁場の在り方は多様であり、その実態が解明されている石丁場は少ないと言わざるを得ない。

今後、歴史学による史料調査の蓄積に加え、考古学的な調査により石丁場の遺構の変遷や、採石者、採石目的等、石丁場の実態を明らかにする必要がある。さらには、自然科学や工学的な調査など、地盤や石材の特性も視野に入れた総合的な調査が必要である。

#### 【参考文献】

- 香川県史蹟名勝天然記念物調査会 1928『史蹟名勝天然記念物調査報告』第三
- 東北藝術工科大学 2003『石垣普請の風景を読む—城の石垣はいかにして築かれたか—』
- 白峰旬 2010「近世初期の小豆島・豊島（手島）における石場に関する史料について」『別府大学大学院紀要』12
- 織豊期城郭研究会 2014『織豊期城郭研究会 2014 年度金沢研究集会資料 付織豊期城郭資料集成Ⅲ 織豊期  
城郭の石切場』
- 文化庁文化財部記念物課 2015『石垣整備のてびき』

刻印拓本一覧(No.は写真図版の番号)

No.	表題	採取場所	法量(cm) 幅×高	備考
1	加藤家刻印	小瀬原石丁場	14.1×13.8	
2	加藤家刻印	小瀬原石丁場	23.0×24.5	中川二郎翁石碑土台石刻印 2018.11
3	黒田家刻印	八人石右丁場	21.0×10.8	2015.9
4	黒田家刻印	八人石右丁場	15.7×15.8	2015.9
5	黒田家刻印	八人石右丁場	7.1×8.8	2015.9
6	黒田家刻印	八人石右丁場	14.0×9.5	2015.9
7	黒田家刻印	八人石右丁場	27.4×33.5	2015.9
8	黒田家刻印	八人石右丁場	21.0×18.4	2015.9
9	黒田家刻印	八人石右丁場	24.3×24.3	2015.9
10	黒田家刻印	八人石右丁場	A27.5×7.2 B11.2×11.3	2015.9
11	黒田家刻印	八人石右丁場	40.5×9.8	2015.9
12	黒田家刻印	天狗岩石丁場	15.3×20.6	2015.9
13	黒田家刻印	天狗岩石丁場	25.6×27.2	2015.9
14	黒田家刻印	豆腐石右丁場南海岸	14.2×13.0	2016.8
15	黒田家刻印	豆腐石右丁場南海岸	17.5×18.8	2016.8
16	黒田家刻印	豆腐石右丁場	41.2×46.8	2015.9
17	藤堂家刻印	鯉網代石丁場	21.0×19.5	2016.7
18	織川家刻印	とびらひす石丁場	5.8×46.4	2015.11
19	織川家刻印	大坂城残石記念公園	A34.8×14.5 B19.7×17.6	旧小海渡止場に置かれていた残石 2015.11
20	織川家刻印	大坂城残石記念公園	A18.5×12.0 B32.0×12.0	旧小海渡止場に置かれていた残石 2018.12
21	織川家刻印	オリーブ園	20.5×18.0	小海丁場から移動した残石 2018.12
22	中川家刻印	女鳳呑石丁場	27.3×24.5	民家の庭先の種石に刻まれている 2015.11
23	田中家刻印	石場石右丁場	61.0×12.7	石場 2015.9
24	加藤家刻印	御影運動公園	16.0×15.5	御影運動公園 2019.3
25	加藤家刻印	小瀬原石右丁場	60.5×24.0	図2-39(右村No.1)の側面 2019.3
26	加藤家刻印	小瀬原石右丁場	18.5×19.0	図2-39(右村No.1)の下部石材 2019.3

矢穴拓本一覧(No.は写真図版の番号)

No.	表題	採取場所	法量(cm) 幅×高×長さ	備考
1	加藤家矢穴拓本	小瀬原石右丁場	10.5×17.5×407.5	2018.11
2	加藤家矢穴拓本	中川二郎翁石碑右	5.0×14.0×132.0	2018.11
3	加藤家矢穴拓本	小瀬原石右丁場	6.5×15.0×105.0	2018.12
4	加藤家矢穴拓本	小瀬原石右丁場不動院	7.5×12.0×89.5	2018.12
5	黒田家矢穴拓本	八人石右丁場	17.8×12.7×367.0	2015.9
6	黒田家矢穴拓本	天狗岩石丁場	14.2×8.6×406.2	2015.9
7	黒田家矢穴穿孔拓本	天狗岩石丁場	6.6×11.6×126.0	2015.9
8	黒田家矢穴拓本	八人石海岸(天)	9.2×12.0×136.2	天・地で1枚
9	黒田家矢穴拓本	八人石海岸(地)	7.6×11.6×69.7	天・地で1枚
10	織川家矢穴拓本	大坂城残石記念公園	12.5×13.2×56.0	小海 残石公園(残念石) 2015.11
11	織川家矢穴拓本	大坂城残石記念公園	7.0×8.0×64.5	2018.12
12	織川家矢穴拓本	とびらひす石丁場		2015.11
13	織川家矢穴拓本	小豆警察署土庄交番	9.0×11.0×231.4	2018.12
14	織川家矢穴拓本	弥助石碑正面	16.0×15.3×235.0	2018.11
15	織川家矢穴拓本	弥助石碑側面	12.3×12.5×235.0	2018.11
16	織川家矢穴拓本	土庄町社会福祉会館前	8.0×6.5×132.5	2018.12
17	織川家矢穴拓本	オリーブ園	12.0×11.5×137.0	2018.12
18	織川家矢穴拓本	小豆島大觀音寺地	10.5×9.8×137.0	2018.12
19	藤堂家矢穴拓本	福田石右丁場	11.3×11.5×217.5	2015.9
20	堀尾?矢穴拓本小	大部公民館	13.0×12.5×137.4	2018.11
21	堀尾?矢穴拓本大	大部公民館	10.3×12.8×378.5	2018.11
22	堀尾家?矢穴拓本	合内石材	9.8×11.0×187.0	2018.12
23	堀尾家?矢穴拓本	合内石材	11.5×10.0×234.0	2018.12
24	堀尾家?矢穴拓本	大部ろくろ場跡	9.5×12.5×106.0	2018.12
25	小部シルバービーチ跡	A7.0×7.0×80.5 B10.5×5.5×80.0	2018.12	
26	佐吉神社境内	10.0×9.5×130.0	2018.12	
27	堀尾家?矢穴拓本	土庄川井邸	6.5×10.5×136.0	2018.11



刻印 1



刻印 2



刻印 3



刻印 4



刻印 5



刻印 6



刻印 7



刻印 8



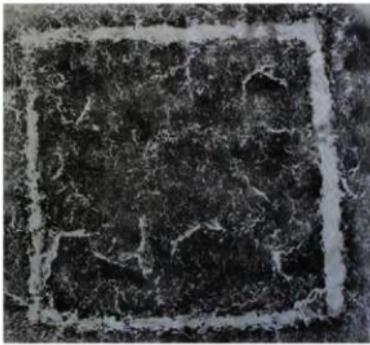
刻印 9



刻印 10



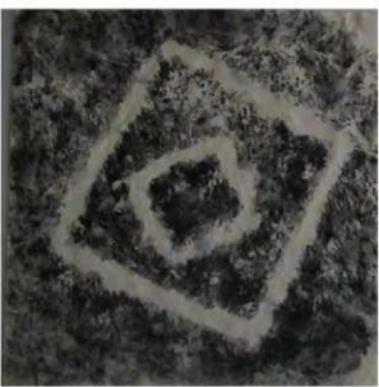
刻印 11



刻印 12



刻印 13



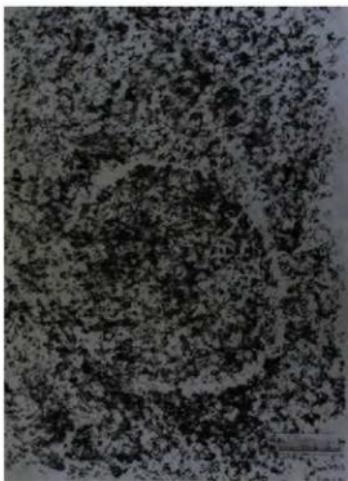
刻印 14



刻印 15



刻印 16



刻印 17



刻印 18



刻印 19



刻印 20



刻印 21



刻印 22



刻印 24



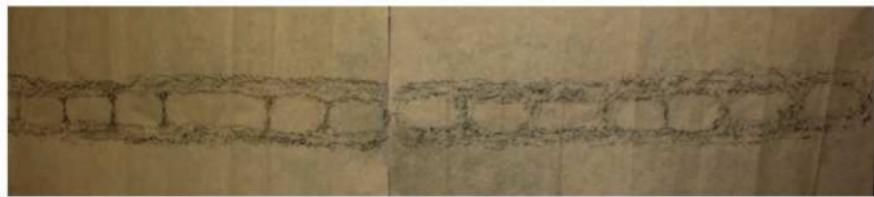
刻印 26



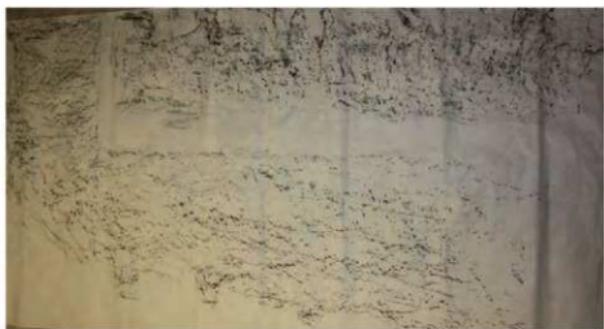
刻印 23



刻印 25



矢穴 1



矢穴 2



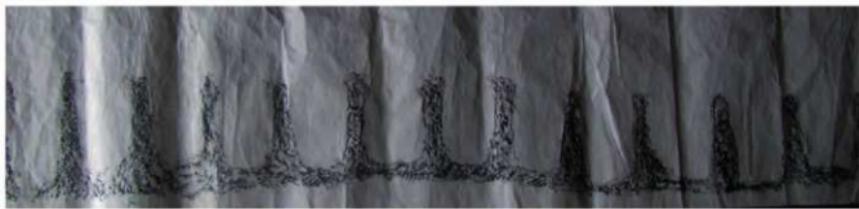
矢穴 3



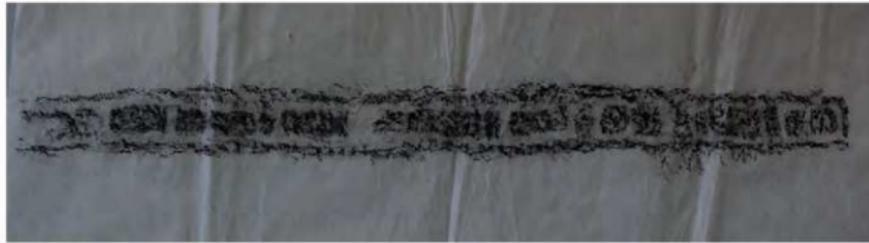
矢穴 4



矢穴 5



矢穴 6



矢穴 7



矢穴 8



矢穴 9



矢穴 10



矢穴 11



矢穴 12



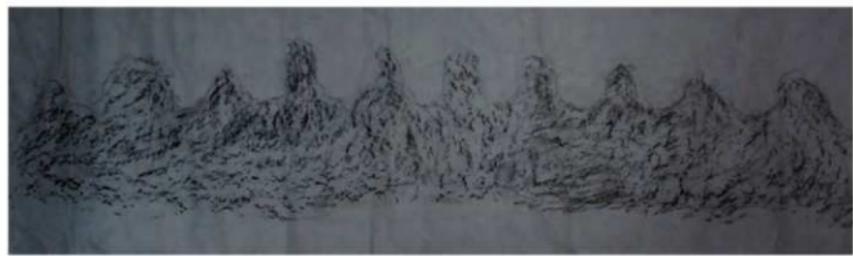
矢穴 13



矢穴 14



矢穴 15



矢穴 16



矢穴 17



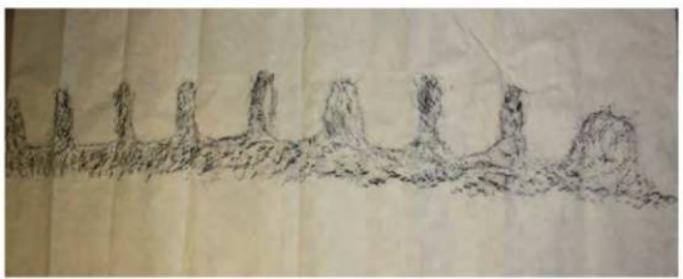
矢穴 18



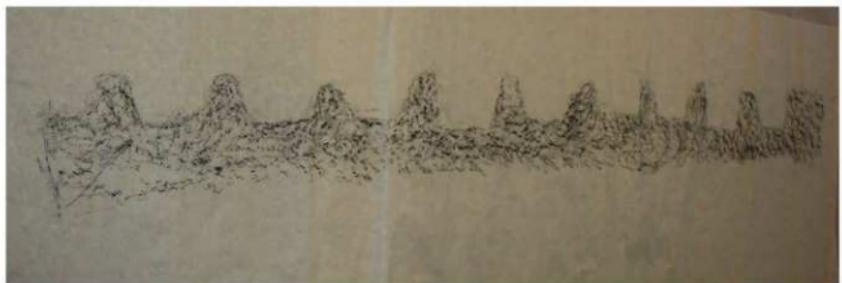
矢穴 19



矢穴 20



矢穴 21



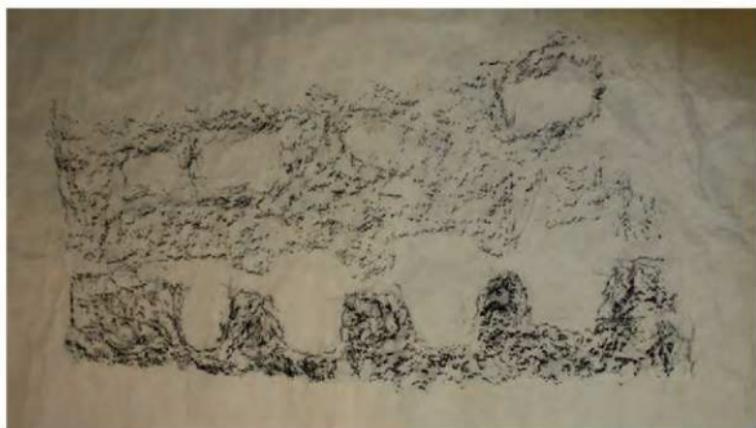
矢穴 22



矢穴 23



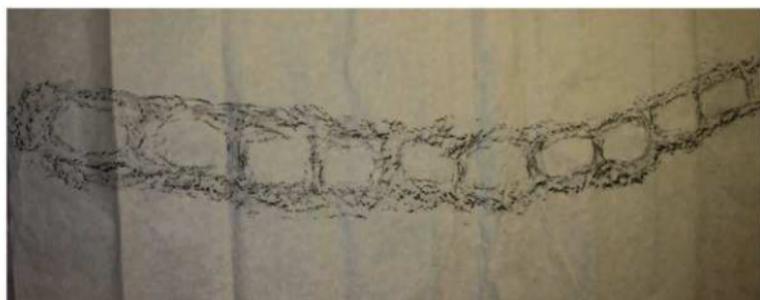
矢穴 24



矢穴 25



矢穴 26



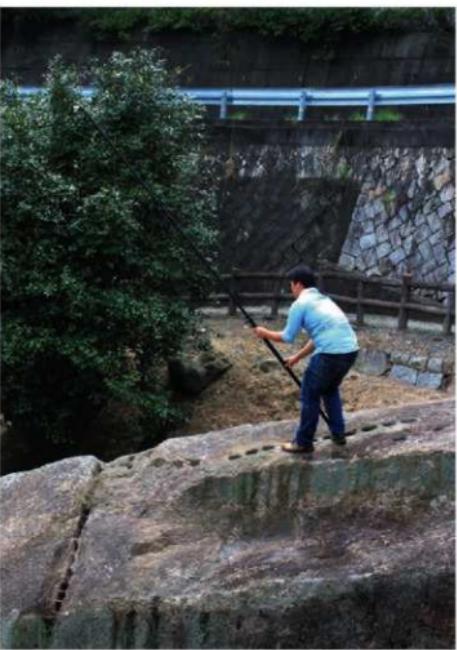
矢穴 27



岩谷地区（天狗岩丁場）



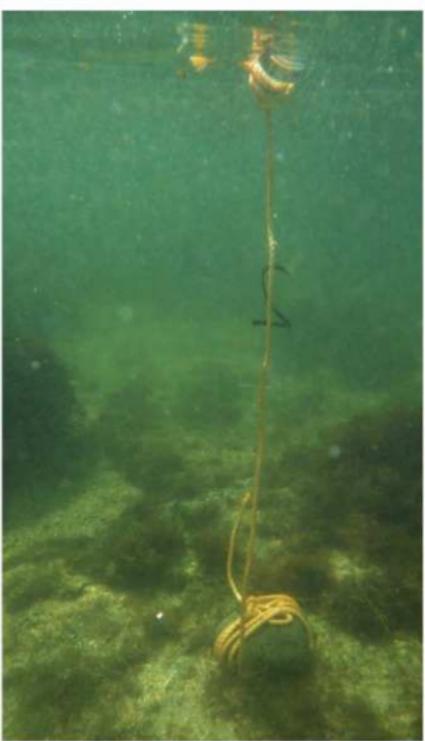
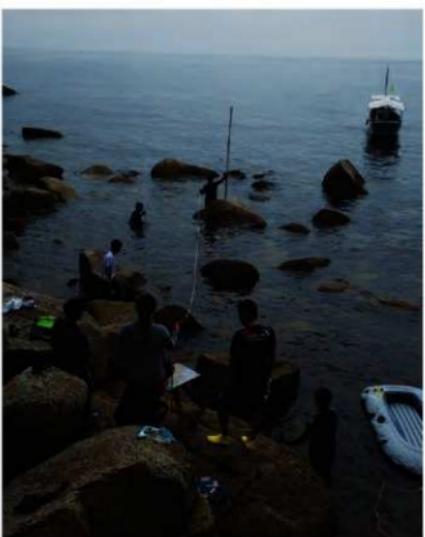
岩谷地区（八人石丁場）



岩谷地区（八人石丁場）



岩谷地区（八人石丁場海岸）



岩谷地区（八人石丁場海岸）



岩谷地区（天狗岩磯丁場）



岩谷地区（天狗岩礎丁場）



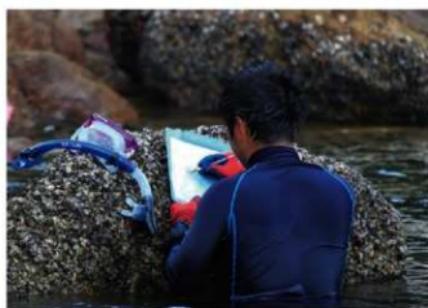
岩谷地区（天狗岩礫堤場）



岩谷地区（天狗岩礎丁場）



岩谷地区（豆腐石丁場）



福田地区（鋼網代）



福田地区



大部地区



小海地区



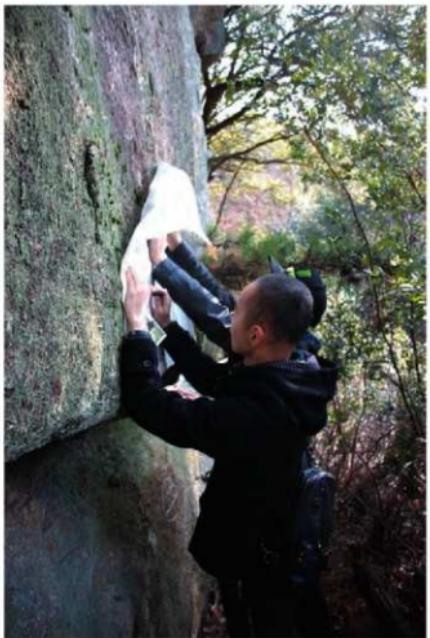
千軒地区（柳谷）



千軒地区（水が浦）



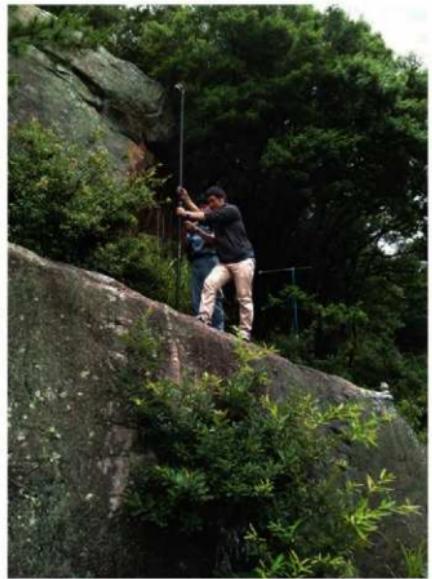
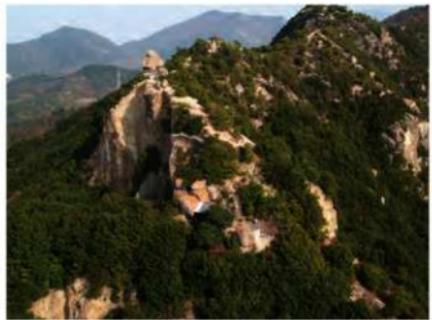
千軒地区（黒崎）



小瀬地区（小瀬原）



小瀬地区（小瀬原）



小瀬地区（小瀬原）



小瀬地区（小瀬原）



小瀬地区（海岸部）



小瀬地区（海岸部）



千振島



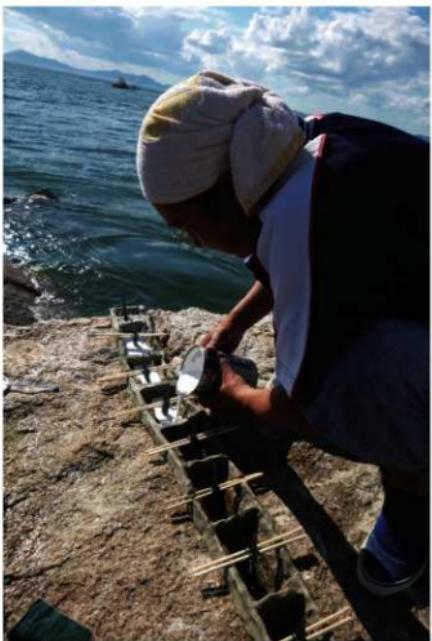
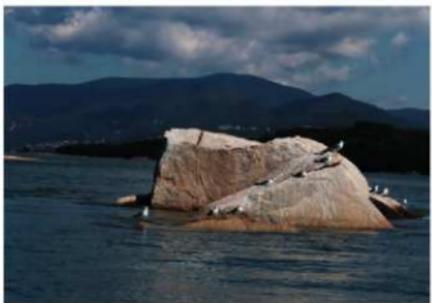




千振島



千振島（イチノソワイ）



千振島（ナカノソワイ）



千振島（ナカノソワイ）



大坂 伝法（陸上げ場）



大坂 八軒屋（陸上げ場）



後へ参佐渡様江申上候へと御意被成候二付、肥後へ罷下佐渡様江申上候得ハ、六丸様御入國被成候迄相待候へと御意被成候、其内伯父兵右衛門

相果申二付、延引仕治年以前二坂御屋敷生田又助殿へ訴状指上ヶ申候

ハハ、御請取被成肥後へ御下シ可被成旨御意被成候得共、其以後御左右も無御座候ニ付、又助殿へ參御左右御座候ハ、可被仰聞旨申上候へハ、

肥後へ訴状下シ候得共未左右も無之候、急ニと存候ハ、肥後へ罷下御家老中様へ御訴訟仕申様ニと被仰候得共、其節私病氣ニ而罷在其上、近年

ハ御檢地方ニ取紛延引仕候、當年迄五拾八年御年貢弁申ニ付迷惑仕、御訴訟申上候御事

右之通ニ御座候、私儀數年之間御年貢相弁申候得共、右方御訴訟申懸ケ居申故、蒙御憐可申と奉願候處ニ、今度御檢地ニ付宅町全之煙廻地ニ被仰付

候ニ付、私代々之家督之高失迷惑至極ニ奉存、御代官へ御断申は迄御訴訟ニ罷下リ申候、然共別の願を申上ルニ而も無御座候、私儀廻船を持大坂

程近ニ居申儀ニ御座候間、御憐可を以御國本方大坂へ御上セ被成候、御米之内を何へ被仰付候御運貨並ニ船積被為、仰付被下候ハ、有難可奉存候、以

上  
延宝八申年五月五日

小豆島小海村庄屋

半左衛門（印）

御奉行様

【史料45】小海村口上書案（三宅家文書）

乍恐口上

一此度大坂本庄屋吉兵衛方、私所持仕候らふり島石之儀ニ付書付指出申

二付、御吟味被為仰下奉畏候、右本庄屋儀先年御代官様御支配之節、ち

ふり島石商先ニ仕居申候所ニ、丑年ニ御指留メ被遊相止ヤミ罷在候、右本庄屋商走仕懸ケ之石取ちらし御座候而、下草小松等生立不申私迷惑ニ

奉存候所ニ、当春上方石切共罷下リ細工仕度由申候ニ付、折節小海村石橋年来望居申候、井外村方も橋石相望申候ニ付、右細工相輒申候、然所

ニ此度本庄屋方立ちふり島石他國へ切出申様ニ願書指上ヶ申段、私義めいわく至極仕候、少も他國へ切出し申儀無御座候、兼而毎歲島之石之義

被仰渡承知仕罷有候ニ付、他國へ石切出申儀一切不仕候

小豆島小海村

享保十五戊年四月

【史料47】草加部村庄屋石場渡状写（廣瀬家文書）

黒田筑前守様石場相渡申事

一亀崎 老ヶ所

一岩谷 老ヶ所

一同一在所之上 老ヶ所

一しいの木 老ヶ所

一遠江守殿方御意ニ付、御兩人御望□相渡申候、以上

元和七年 六月八日

庄林重兵衛殿

伊藤九兵衛殿

右之通大明細ニ記有候

【史料48】御用石場目録写（廣瀬家文書）

（前矢）

与右衛門江相渡、与右衛門方返答申□□□□

戊二月十二日□□□

岩谷村之内

一とちめんし 藤堂和泉□□□

一は當座之儀ニ而番人等無御座候

同村之内

一鯛網代 右断

一同村之内 是ハ右断

松平筑前守様御用石丁場、各御用石番人御扶持人御家來七兵衛と申者差  
置被遊候、其所ニ年寄ニモ御合力御扶持方罷下置候御事  
(後略)

北山 越中殿分

一四百六拾壹本

北山

越中殿分

一百拾五本

とんかす

同断

一五拾壹本

おく谷

西ノ通

一武百拾武本

宮ノ上浜

武ヶ所

一三九拾武本

めぶろ

中川殿分

一武拾武本

ちぶり

松平右衛門殿分

都合千武百八拾五本

右之外四本ちぶり二而有

佐左衛門方書上申候

【史料43】江戸廻石に付書上写 (三宅家文書)

御江戸廻石之儀二付御訴訟  
内 石數千五百八拾本 御書出之表

【史料44】小海村莊屋口上書案 (三宅家文書)

内 石數七百九拾本

大小取合半分 小豆島二面而我共二被為仰付可被下候、左候ハ今度御改石之内二、

御書出之寸尺二不足之分ハ、何方ニ而もあら石ヲ切たシ船積迄仕相

渡可申候、

右半分之御石、車力石切手間共二、銀高百四拾五貫二面、來三月中二相調

可上候、唯今島二有石之儀ハ、被為仰付次第ニ可成程年內ニも船積可仕候、

此御石之儀島中へ被為仰付請仕候ハ百姓共二日用貨取セ、又ハ田畠

之中ニ有之石をも此度取のけ候ハ百姓作り之ためニもよく御座候間、

被為仰付被下候ハ、悉可奉存候、以上

明暦三年酉ノ十二月朔日

小豆島庄屋中

土庄村庄屋  
三郎右衛門  
小海村莊屋  
四郎左衛門

進上  
御奉行様

【史料44】小海村莊屋口上書案 (三宅家文書)

乍恐御訴訟申上候

大坂御普請之時分、越中様御用石私在所ニ而御切を被成其時之御用之残石

八百九ツ私御年貢地之烟ニ御上ヶさせ被成今ニ御座候ニ付、烟壺町余之御

年貢私弁毎年上納仕候ニ付迷惑ニ奉存、廿年以前ニ私弟兵右衛門御訴訟ニ

江戸 越中様御屋敷へ參、長岡式部様へ御訴訟申上候ハ肥後へ參、佐渡

様へ申上候ハと御意被成候ニ付、肥後へ罷下佐渡様へ申上候ハ六丸様

御入国被成候迄相待候ハと御意被成候、其内私弟兵右衛門相果申ニ付唯今

迄延引仕候、當年迄四拾八年御年貢弁申ニ付身体不罷成迷惑仕御訴訟申上

候、以上

寛文拾壹年亥ノ六月十一日

小豆島小海村莊屋

三宅四郎左衛門

上ツハ二細川越中様御内とはかり  
御奉行様ところ

取次ハ来田五助殿・内片山權右衛門殿相渡申候、六月廿四日四郎左衛門持

申候

【史料45】小海村莊屋口上書案 (三宅家文書)

一大坂御普請之時分越中様御用石私在所ニ而御切らせ被成其時之御用之

残り石八百九ツ私御年貢地之烟ニ御上ヶさせ被成□□□□付、烟壺町

余之御年貢私弁毎年上納仕候ニ付迷惑ニ奉存、三拾年以前ニ私伯父兵右

衛門御訴訟ニ江戸越中様御屋舗へ參長岡式部様へ御訴訟申上候ハ百姓

合三百三拾四匁五分五厘五毛

九月十九日 大郎右衛門代 三郎右衛門

【史料37】覺（笠井家文書39）

一松平出羽守様へ御取被成候丁場西浦二面  
南ハ犬もとり、北ハ小油切也 寛永拾七年 小堀達江様御代官ノ

時、如此ニ候へ共、石ハ御切不被成之由、大部村庄兵衛之申候

【史料38】目用覺（笠井家文書26）

日用覺

一六百九十人ハ出入 又四十老人ハめしたき

但五十人二三人あて 但老人ハ分賃 久助分

扶持合七百廿老人也 代銀合五百八拾四匁八分也

一百老人ハ出入 又廿人ハめしたき

但五十人二三人あて 但老人ハ分賃 久左衛門分（略印）

扶持合五百廿老人也 代銀合四百武拾四匁八分也

一三百六拾武人ハ出入 又武十老人七分ハめしたき

但五十人二三人あて 但老人ハ分賃 □左衛門分（略印）

扶持合三百八十三人七分也 代銀合三百六匁九分六厘也 九左衛門二渡 渡済

一武百六十拾人ハ出入 又十五人五分ハめしたき

但五十人二三人あて 但老人ハ分賃 九左衛門分（略印）

扶持合武百七十拾五人六分也 代銀合武百廿目四分八厘也 九左衛門二渡 渡

以上扶持合千九百拾九人三分也

此代銀合老貫五百參拾七匁四分也

右之分よくきん三被成候而与頭衆へ銀子御渡し可被成候事  
但九兵へ佐五郎半兵へニ御内談候て、何のうちニモめんくかけ不残候

様ニ、御分別被成候やう願上候、以上

五月廿三日

忠左衛門（花押）  
八左衛門（花押）

三郎右衛門殿参

【史料39】船運資支払控（笠井家文書27）

船數合五百拾八艘

メ百廿七□申百□ニ武縫つゝ□□□  
内武拾老縫ハ手船

此分合武百五拾三□□てかたなし

又八拾目九分六厘六毛 日用かた

合三百三拾四匁五分五厘五毛

九月十九日

大郎右衛門代 三郎右衛門

【史料40】石數書立（笠井家文書38）

百六つ石數書立小石 久左衛門分

角 四つ 同

わき 二つ

六拾三つ

武百三拾六

角 八本

山ニ有石ノ分

同有石ノ分

わき 三つ

總合四百五つ

拾武本角石

わき五本

右總石數合四百武拾二

【史料41】小豆島仕置覺書（笠井家文書）

（前略）

一當嶋之儀ハ前々方御用之石場ニ面、江戸御普請之築石積下し申候、船一艘本主共御用相勤申候、此外江戸御山王之鳥井石住吉之鳥井石京都五条之橋石、大坂御城御普請之御用石も当嶋古出申候、依之唯今ニ至候而、

以上

右御用石ノ内

一江戸御用之時 黒崎二面

慶安元年

一住吉鳥井石井ニ橋石二 大かけ二面

一江戸山王鳥井石二

一御改石ノ内ヲ大坂川口御奉行六左衛門様御用二

寛文九年二月 同十一年二

右之通御改帳ノうつし、覚書之通書うつし申候

土庄村  
太兵衛

土庄村

三郎右衛門様

【史料34】江戸城天守石積書（笠井家文書24）

一角石五拾本ハ  
内  
御天守石積

面五尺武寸四方跡面同前  
拾七本 面五尺武寸四方跡面同前  
長壹丈三尺

拾七本 面四尺四寸跡面同前  
長壹丈老尺

拾六本 面三尺六寸跡面同前  
長九尺

一角脇石百本ハ  
内

三拾四本 面五尺三寸四方跡面五尺四方

長九尺

三拾四本 面四尺五寸四方跡面四尺武寸四方  
長八尺

三拾四本 面三尺七寸四方跡面三尺五寸四方  
長七尺

一平石千四百三拾本ハ

内

三百五拾本 面四尺四方跡武尺四方  
長八丈

四百六拾本 面三尺五寸四方跡面老尺七寸四方  
長七尺

六百武拾本 面三尺四方跡面老尺五寸四方  
長六尺

合計五百八拾本

右大島より江戸迄廻船の運賃、才わりに旅段書付老本付ケ仕指上ヶ可申候、  
帳尻の銀高ニテ可被仰付候、但大島ニテの舟積江戸ニテの水あけハ不入候  
事

【史料35】石船積運賃の覺（笠井家文書25）

一千五百八拾本之石、あら石を大すたれ切、船積迄銀三百四拾武貫目二、  
大阪からちや利兵衛申請大島ニ而仕候、此時ハ何国ニテ石取候共、御用石  
故御請申人之植ニ候、運賃ハ外にて時之相場ニ才老才ニ老才ニ老才ニ老才ニ  
ニ御究被成候

【史料36】船運賃支払控（笠井家文書27）

船數合百五拾八手形  
内

百廿七〇〇申百〇二武艘づゝ〇〇〇  
此分合武百五拾三〇〇〇でかたなし  
又八拾目九分六りん六毛 日用かた

御領大島小豆島打廻り石見立候處、其元黒崎ニ仕候島居石之わりくす、

御はうとうノ御用ニ皆々つかわれ一段能候間、御請度由申來候、何れも

公儀御用其上わりくす石之事候間、入次第とらせ可申候、委細ハ左内可

申候、恐々謹言

右之分請取扱相済申候

万治式年

寅ノ六月廿三日

土庄村宿

九兵衛（印）

三月十八日

村山甚季

正勝（花押）

加座祭權兵衛

利助（花押）

市川甚兵衛

□□（花押）

同上

【史料33】土庄村石場改帳写〔折紙（笠井家文書37）〕  
一加藤肥後守様石場  
土庄村二面九ヶ所二有  
一なべ島信濃守様石場  
土庄村二面九ヶ所二有  
豊島家ノ浦二有

明暦三四年

丹波様衆

隼人様衆

民部様衆

同所奥

【史料32】石舟水主銀請取狀〔笠井家文書36〕  
一江戸大御台様御法塔石大坂石や左内請取、当黒崎ニ而伐り、大坂へ積上  
遣之石舟かこ銀之事

但百石舟二付武勿宛

小豆島之内

大部村

長右衛門舟

土庄村

勝左衛門舟

見目村

久助舟

同村

長介舟

同村

七郎右衛門舟

同村

作右衛門舟

同八日

一武勿六分

同十一日

一武勿六分

同日

一武勿六分

五月廿五日

一銀武勿六分

六月三日

一武勿六分

一武勿六分

同八日

一武勿六分

同十一日

一武勿六分

取被成候、然ハ同所ニ右方切置之三間石御座候を、御石切衆はづニも切わ

りと申ニ付、御公儀様方御せんき可被成候處ニ、我等申わけ仕以来とも

御公儀様方其方へ御かまい無様ニ相済、互二目出度奉存候、委細期書面之

時候、恐惶謹言

(万治二年)

二月十八日

(略押)

[史料28] 山王鳥居に係る礼状（笠井家文書35）

(端裏封ウハ書)

〔小豆島庄屋三郎右衛門様人々御中〕

喜多善左衛門・中村太郎兵衛

以上

一筆令啓上候、然者今度山王石ノ鳥井式組、貴様すまい之内黒崎ニ而取申

二付、鳥井出シ申道作井ニ貴様田島石くずニ而□□り申ニ付、為御礼

と銀七百目進上仕候ハ請取可被下候、猶重而得御意万端可申上候、恐々

謹言

(万治二年九月)

(略押)

[史料29] 山王鳥居に係る礼状（笠井家文書34）

(端裏封ウハ書)

〔亥三月廿日返事之ひかへ喜多善左衛門様、中村太郎兵衛様 小豆島庄屋三郎右衛門〕

御状合拝見候、如仰山王御鳥井式組我等かまい之内黒崎ニ而石御取被成

候、同石出し之通ニ我等田島御座候ニ、石之わりくづ井石出し道ニつぶれ

田島共ニすたり申ニ付、銀七百目被下候奉存候、縣御目御札可申上候、

恐惶謹言  
三月廿日

(略押)

[史料30] 石取覺書付（笠井家文書32）

覺

一角石 四拾九本

一角脇石 五本  
一岩岐石 五本

ノ五拾九本

右之石江戸御用ニ付、大坂町人阿波屋角太夫殿・今津屋彦左衛門殿へ被為

仰付、土庄之内黒崎ニ而取被申候、然者先年右切置之石取被申ニ付、其通

慶安元年子ノ武月晦日二申上候ハハ、御用ニ取石之儀を何角と申段曲事と曾

我丹波様重而奥書被遊被下候、其時黒崎の角石老つも不残取被申候

我丹波様重而奥書被遊被下候、其時黒崎の角石老つも不残取被申候

慶安元年子ノ三月五日

土庄村庄屋

三郎右衛門

一住吉

御造営ニ付、石島居同橋石其外石之分松屋治兵衛殿へ被為仰付土庄

村之内大かげニ而取被申候

未二月十一日

土庄村庄屋

三郎右衛門

覺

一今度江戸山王社御鳥井式組、中山太郎兵衛殿・喜多善左衛門殿ニ被為仰

付、土庄村之内黒崎ニ而石御取被成候、然所ニ

長三間よ二八尺ほど

但式方わりめ

あつさ三尺又ハ式足五寸

四方のづら也

先年之わり残之す石老つ御座候を、今度之石切衆切わり被申ニ付、外

ニ而去々西ノ年御改帳ニ付申故、右之様子御手代市川甚兵衛殿・加座祭

權兵衛殿・村山甚之丞殿を以、松平隼人様・曾我又左衛門様へ亥ノ二月

十八日ニ申上候ハハ、御用石ニ取候間不苦、乍去切置之角石ハ留候ハト

被為仰付候

右ハ御改帳ニ付申石、重而御せんざくも可有御座かと存、其時之御淀を書

留置候

右治武亥ノ二月十八日

土庄村庄屋

三郎右衛門

[史料31] 市川甚兵衛他二名連署状（折紙）（笠井家文書33）

一筆申越候、然者此石や左内江戸大御台様御ほうとう石御請相仕候ニ付、

拾本	中角
八百三拾五本	平石
小海	
一千武百三拾六本	
七拾四本	かんぎ
内	
式本	
四本	大角
千武百三拾本	中角
平石	
細川越中守殿分	
一五拾四本	
内	
七本	大角
四拾七本	平石
家浦	
一六拾三本	鍋島信濃守殿分
内	
式本	大角
六拾壹本	平石
大部	
中川山城守殿分	
一武拾武本	
内	
壹本	中角
武拾壹本	平石
大部	
松平出羽守殿分	
一拾四本	
内	
三本	中角
平石	
商人共ノ石	
一四拾九本	

【史料26】山王鳥居割残石取扱の件覚（笠井家文書29）

万治二亥ノ春頃、江戸山王鳥居二ヶ所分江戸中山太郎兵衛、天満喜多善左衛門請相候、当黒崎ニ而取被申候、先年之わり残長三間斗横五六七尺あつさ二三尺も可有御座石壹拾御座候、尤角石などニハなり不申候へ共、理不通ニこまかにわり斗付、其通御手代三人を以申上候へ、折節島中年寄共二田地檢見被仰付、年寄一人へ、召連島庄屋共罷出同二月十五日二神文被為仰付、御座敷ニ而被仰出候ハ、御公儀御用石ニ取候へ、不苦乍去以來ハ大きなる石ヲこまかにわらせ申間敷由被仰付候、御意之通善左衛門二申間候へハ、実子善九郎ヲ我等ニ相添御手代衆へ御礼ニ遣し申候（万治二年）亥ノ二月十六日

【史料27】山王鳥居石切出御公儀詮議の件に付書状控（笠井家文書30）

（端裏封ウハ書）

亥ノ二月十八日三遺候狀之ひかへ 喜多善左衛門様・中村太郎兵衛様人々御

中 小豆島庄三郎右衛門

今度江戸山王御鳥井武組御請取被成候ニ付、我等かまい之内黒崎ニ而石御

錢や与右衛門（花押）

笠井三郎右衛門殿

【史料24】小豆島土庄村石丁場書付（笠井家文書28）

小豆島土庄村□□□

一加藤肥後守様御丁場土庄村二面九ヶ所  
一鍋島信濃守様御丁場豊島宮ノ脇

一つぶ石二面私商丁場

右之通不残懸御目申候、以上

明暦三年  
霜月廿三日

土庄・村・庄屋  
三郎右衛門（印）

北川庄左衛門様

板野五郎兵衛様

同

安藤太郎兵衛様

【史料25】小豆島石之目録（笠井家文書23）

小豆島石之目録

岩谷

一四百五拾七本

内  
七本

六本

大角

松平右衛門佐殿分

内

大角

黒崎西東半備  
一九百武拾一本

加藤肥後守分

右者住吉御普請御急二付、先年切置有之候石ヲ借り候て、取上遣申候代

石数ノ式拾五本

右如此返済仕置申候、以上  
(明暦元年)

未九月廿九日

同 西田四郎左衛門（花押）

内

大角

十四 <small>丈</small>	一毫本	長六尺五寸	面三尺五寸四方	右同所二在有之
十五 <small>丈</small>	一毫本	長八尺	面三尺三寸四方	右同所二有之
十六 <small>丈</small>	一毫本	長六尺五寸	面三尺四方	右同所二有之
十七 <small>丈</small>	一毫本	長六尺四寸	面三尺武寸四方	右同所二有之
十八 <small>丈</small>	一毫本	長六尺五寸	面三尺武寸四方	右同所二有之
十九 <small>丈</small>	一毫本	長七尺	面三尺四寸	右同所二有之
二十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺武寸四方	右同所二有之	右之通不残懸御目申候、以上
二十一 <small>丈</small>	一毫本	長六尺三寸	右同所二有之	明暦三年 霜月廿三日
二十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	北川庄左衛門様
二十三 <small>丈</small>	一毫本	長七尺五寸	右同所二有之	板野五郎兵衛様
二十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	同
二十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	安藤太郎兵衛様
二十六 <small>丈</small>	一毫本	長六尺	右同所二有之	
二十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺五寸四方	右同所二有之	
二十八 <small>丈</small>	一毫本	長七尺	右同所二有之	
二十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
三十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
四十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
五十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
六十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
七十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
八十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十一 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十二 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十三 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十四 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十五 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十六 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十七 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十八 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
九十九 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	
一百 <small>丈</small>	一毫本	面三尺四方	右同所二有之	

笠井三郎右衛門殿

【史料22】住吉造當石代銀請取之覽（笠井家文書22）

一今度住吉御造營二付、石之分松屋治兵衛殿御請合被成、小豆島何之浦ニ而も石を取させ候様ニと御公儀様方御書下申候、然ハ当西浦ニ而石御取被成候、御公儀様方御意ニ而石取被申上ハ、山手もらい申ニ不及儀候ヘ共、貴殿御肝煎を以山手銀三百目給候、惣談ニ面右之内百五拾目土庄鹿島大木戸三ヶ村之惣百姓請取申候、残百五拾目ハ貴殿へ進上申上ハ、重而違乱少も御座有間敷候、仍如件

明暦元年未九月廿九日

土庄村年寄

藤右衛門（印）

同 庄左衛門（印）

与七郎（印）

大きと村きも入

藤右衛門（印）

かしま村

三右衛門（印）

土庄村組庄屋

土庄村

惣吉（印）他一一四名  
大きと村

与右衛門（印）他一九名  
かしま村

源七郎（印）他三三名

【史料23】切置申石之覽（笠井家文書20）  
切置申石之覽

一はん	一毫本	長毫大	大かけニ有之
二はん	一毫本	面四尺四方	
二はん	一毫本	長毫大六尺四寸	はと四尺
三はん	一毫本	はと毫尺八寸	あつ毫尺八寸
三はん	一毫本	はと三尺五寸	はと三尺五寸
四はん	一毫本	あつ武尺七寸	あつ武尺七寸
四はん	一毫本	長七尺	長七尺
五はん	一毫本	面三尺五寸四方	面三尺五寸四方
五はん	一毫本	長七尺	長七尺
六はん	一毫本	はと武尺六寸	はと武尺六寸
七はん	一毫本	あつ毫尺五寸	あつ毫尺五寸
八はん	一毫本	長六尺八寸	長六尺八寸
八はん	一毫本	はと四尺五寸	はと四尺五寸
九はん	一毫本	あつ三尺三寸	あつ三尺三寸
九はん	一毫本	長六尺五寸	長六尺五寸
一毫本	一毫本	面三尺五寸四方	面三尺五寸四方
一毫本	一毫本	長八尺三寸	長八尺三寸
十はん	一毫本	はと三尺四方	はと三尺四方
十はん	一毫本	長六尺五寸	長六尺五寸
十一はん	一毫本	面三尺四方	面三尺四方
十一はん	一毫本	長六尺五寸	長六尺五寸
十二はん	一毫本	面三尺五寸四方	面三尺五寸四方
十二はん	一毫本	長八尺五寸	長八尺五寸
十三はん	一毫本	面三尺四方	面三尺四方
十三はん	一毫本	長五尺	長五尺
一毫本	一毫本	面武尺七寸四方	面武尺七寸四方
右同所ニ有之	右同所ニ有之	右同所ニ有之	右同所ニ有之
右同所ニ有之	右同所ニ有之	右同所ニ有之	右同所ニ有之



右地ふく平石はこ木石数何も入用之所、吟味仕相違無御座候間、小豆島へ被仰付可被下候、以上

小川藤左衛門判

【史料16】大坂町奉行曾我古祐書状〔折紙〕（笠井家文書16）

小堀達江守殿  
觀音寺判一角石 角脇石 一岩岐石 五本  
四拾九本 五本 五本

西

【史料14】小堀政一書状〔折紙〕（笠井家文書14）

一筆申越候、京五条橋石不足二付而、足石其元ニ而取申度由二而、如此書付指上ヶ候、百姓迷惑不仕事ニ候ハ、此石数之通きらせ可申候、以上

（正保二年）

八月四日

西

小豆島之内土之庄村

庄屋

百姓中

小遠江（黒印）

二月十七日

小豆島

年寄

追而申遣候、石之儀ニ付折紙遣候處不致承引儀曲事ニ候、何方ニても公儀之御用ニ候間、石をとらせ可申者也

慶安元年

丹波（印）

【史料15】土庄村庄屋三郎右衛門書状控（笠井家文書13）

如仰未得御不念候處、御文礼給候、然者加藤肥後殿丁場ニて橋石御取可有候由被仰下候、其時、遠江守様御書被下頃戴異入候、左様候へ肥後殿割を被爲置石之儀、私願狀仕肥後殿奉行衆へ懸置候案、以來私無念成候へハト存候間、此趣被爲窟肥後殿割石ニ而も相渡候へとの、遠江守様御書御取ニ可被下候、御書出候ハ、私一人之願分ニ候間、其旨可被仰上候、猶期再会之時候、恐惶謹言

（正保二年）

八月十一日

讃岐屋

太郎左衛門様

土庄村

三郎右衛門

未ノ二月七日

（承応四）

柄尾八郎兵衛

（花押）

市川甚兵衛

被申渡二付、天満孫太夫殿・同助兵衛殿兩人被越候而、無相違諸道具請取

被申、我等共罷下申候、於右之面ニ何方カ、若重而御尋も御座候ハ、右兩人之衆被罷出、沙汰有之筈ニ御座候處、偽無御座候、為其書物如件

寛永九年

申ノ七月六日

吉右衛門（花押）

寛永拾七年  
九月廿五日

遠江（黒印）

同治右衛門（花押）

一筆申越候、仍而松平出羽守殿於小豆島石場御用之由被仰候、兩人之者石場有之由申ニ付、書狀相添候様ニ被仰下候、土之庄村大部村内石場於有之ハ御馳走可申候、此已前西國大名衆御取置候石場など我等書状遣候とて相渡、已來不念之様ニ罷成候へ共如何候間、能々念を入西國衆無御取、自余之構無之所相渡し可申候、以上

寛永拾七年  
九月廿五日

遠江（黒印）

同治右衛門（花押）

大部村  
庄兵衛

遠江（黒印）

同官内くミ  
加右衛門（印）

三郎右衛門  
大部村

遠江（黒印）

同与左衛門くミ  
理右衛門（印）

庄兵衛

遠江（黒印）

同四郎兵衛くミ  
角右衛門（花押）

土之庄村

遠江（黒印）

同治右衛門（花押）

三郎右衛門

遠江（黒印）

土庄庄屋  
三郎右衛門殿

三郎右衛門殿

【史料11】天満商人孫太夫・助兵衛書状（笠井家文書6）

加藤肥後守様小豆島丁場二在之御普請道具、加藤左馬允殿・下川又左衛門殿被申付、横地十郎右衛門・奥村市右衛門書状を以、如被申越候、こや

く之諸道具請取、少も不残松候而罷上候、以来御公儀様より御尋も御座候者、兩人之者罷出候而御理可申候、為後日仍而如件候、寛永九年

大坂天主

同孫太夫（花押）

一拾本  
石數合七拾本

はこ木武丁かけ  
あつ老尺七寸

助兵衛（花押）

長三間壱尺武尺

はこ老尺八寸

土庄  
笠井三郎右衛門殿

七月晦日

【史料12】小堀政一書状〔折紙〕（笠井家文書8）

讃岐屋  
太郎左衛門判

正保式年西七月廿六日

【史料13】五条石橋足石入用覚（笠井家文書12）

地ふく石  
五条石橋之足石入用覚

一五拾本  
長三間壱尺武尺

はこ老尺七寸

平析武丁かけ

あつ老尺三寸

一拾本  
長三間壱尺武尺

はこ老尺七寸

ほこ木武丁かけ

あつ老尺武寸

一拾本  
長三間壱尺武尺

はこ老尺八寸

石數合七拾本

あつ老尺八寸

右之石場小豆島土ノ庄村之内黒崎にて加藤肥後守殿丁場、割残之石被仰可被下候、以上

以上

元拾四月廿三日

二郎兵衛  
多兵衛

森喜兵衛  
□ (花押)

土庄村  
太郎右衛門様

勘兵衛様  
御中

【史料7】天野民部少輔書状〔折紙〕(笠井家文書3)

尚々右之通奉願候、委細口上兩人可被申候間不具候、以上、

其地ニ賴置申候藏共風ニ損し申ニ付而番之者御越被成候、様子委敷相尋申候、被入念御状満足仕候、其後者以書状も不申入無音所存之外ニ候、隨而勘兵衛殿出入御座候ニ付、其元のき被申候由如何候、無御心元存候、御間之事ニ候間被立候様ニ御尤ニ存候、將又其他藏共ふきなおし爲可申ニ、

徳田又四郎・稗島新介兩人遣し申候、若日料など人可申候間、御肝煎被成被仰付可被下候、万事入候物者兩人可申候間御調被成賴入候、其うへ島ニ置申道具共、いつれも貴様へ頼候て置申事ニ候へハ、以來共彼番之者ニモ御心付候て賴入候、御肝煎之段肥後守ニも申開御札可申上候、御息達何も御そくさひニ候哉、恐惶謹言

天野民部少

□ (花押)

九月三日  
笠井太郎右衛門

貴報

【史料8】森喜兵衛他二人連署状〔折紙〕(笠井家文書4)

尚々先度手島迄御尋満足申候愛元留過仕候ハ、以使成可申入候處と乍存如

此候、以上、

態小早ニ而申入候、今度石場之儀色々御肝煎之段否存候、然共当年八尾道ニ而一所ニ可申付之由、広島年寄中古被申越候間、手島之石場有之普請之者、先尾道へ引越申候、重而普請之者可被指越間、其御心得頼入存候、猶委細

笠井三郎右衛門様

七月朔日  
横地十右衛門  
□ (花押)

奥村藤右衛門  
□ (花押)

【史料9】奥村藤衛門・横地十右衛門連署状〔折紙〕(笠井家文書5)

尚々各様内御札を被申様ニ被存候處ニ、か様ニ成行被申候間、すへく候

延引之所残多可被存候と存候、如何様懸御目御札可申上候、以上御状否存候、被仰下候様ニ不慮成仕合御座候て迷惑仕候、就夫其元ニ被置

候普請道具石被成御預も、番之者共可被成御下候由否存候、此程肥後守おとな加藤右馬允・下川又左衛門、御上使様案内者二国本へ罷下候間、御書中之通申開候、御念を被入否由心得申候へと被申候、何も諸道具様被申ニ付、其元ニ御座候普請道具かたつけニ、孫太夫殿・助兵衛殿、兩人之のおとな共之方方頼、其へ下り被申候間、能様ニ被成御相談、材木之分御片付可被下候、石之分ハ御六ヶ敷御座候共、各様御預り可被下候、定而遠州様方石之儀者何とぞ仰渡儀也可有御座候哉、太郎右衛門殿・太兵衛殿へ以書状可申上候へ共、未得御意候間、然共様ニ御心得可被下候、委孫太夫殿・助兵衛殿御口上ニ可被仰候、恐惶謹言

參貴報

三月十三日  
伊藤半衛門  
□ (花押)

戸島八左衛門  
□ (花押)

【史料10】加藤忠広家臣連署普請道具請取状〔笠井家文書7〕

今度肥後守身上相果申ニ付、爰元石場ニ有之諸道具之事、肥後守内奉行共

三郎左衛門殿

【史料3】神谷内匠・三谷權太夫連署状〔折紙〕(笠井家文書11)

以上

改年之御慶申納候、去年石場之義も申入候処、小堀遠江殿より御断無御座候而ハ、罷成間敷之由承候付而、則出羽殿より遠江殿へ御断被仰各へ遠江殿御状參候為持差越候、石場之義當分入申義ニ而も無之候へとも、若公儀御普請などのために断被申置候、其御心中候而可給候、此方へ取置候石場何方より御理候とも御渡無之様ニ頼入候、委細間路七助口上ニ可申入候、恐々謹言

戸ノ庄

三郎右衛門殿

勘兵衛殿

【史料5】小豆島ニ置道具覚(笠井家文書1)

小豆島ニ置道具覚但當中分

一小て二 武拾武丁

一丸大て二 六丁

一寸かいた 武拾枚但且長

一定轆轤 壱くミ

一寸かいた 武拾枚めけ万ニ

一寸かいた 武拾枚めけ万ニ

三谷權太夫

一銀 拾丁皆悪ミ

一にない 三荷

□(花押)

一おけ 老つ

□(花押)

一〇 壱かり但つり共

□(花押)

一たらい 老つ

□(花押)

一こや武ツノ道具

□(花押)

一之上

元和拾年

卯月廿三日

吉二郎兵衛(花押)

笠多兵衛(花押)

【史料6】肥後殿より道具覚(笠井家文書2)

一大て一 七つ

一小て一 武本

一かなかて二 五つ

一くさり 老くミ

一〇〇綱 五筋〇筋たらす

一て二綱 拾武筋

一からミ綱 壱筋勘兵衛

一轆轤 壱くミ

一はな轆轤 一組

一轆轤 壱くミ

一一つはし 拾武丁

一かなつき 拾武丁

以上

田中淡路守

□(花押)

井藤半右衛門

□(花押)

一大引綱 武筋六拾五ひろ在

一小引綱

老筋長拾三ひろ在

一常轆轤

老組

正月廿六日

猶かさねて不申入候、恐々謹言

田中淡路守

□(花押)

井藤半右衛門

大坂下ル道具覚

老筋長拾五ひろ在

一常轆轤

老筋長拾三ひろ在

本報告書には、小豆島の石材関係史料を収録した。本来は大坂城築城に係る史料に限定すべきであるが、地元小豆島に現存する史料に関しては、時代の枠を払い、石材関係全てを収録した（史料1～50）。それは、大坂城築城後的小豆島の石丁場の変遷と石材がどのように島外へ運び出されて活用されたかが、島にとっては重要と考えたからである。島伝存の文書について若干説明をする。

笠井家文書だが、江戸時代土庄村の大庄屋であった笠井家に伝存した文書群である。慶長一〇年から大正年間までの文書約六〇〇点余を所蔵する。石材に係る文書は四〇点を数え、他は浦関係（漁業・漁村・海運など）行政にかかるものなどで、町文化財に指定されている。また絵図類も多数所蔵しているが、とくに、慶長小豆島絵図及び正保小豆島絵図は江戸幕府撰国絵図で、二つの絵図が残されているのは希有な存在といえる。両絵図は、香川県指定文化財となっている。三宅家文書は旧小海村の庄屋であった三宅家に伝存する文書。火災により大半の史料は焼失し、現在五点が残る。うち明暦期以降の石関連史料が五点ある。小豆島町の広瀬家文書は、草加部の枝村である橋村の年寄家に伝わる文書群で、約一二〇〇点所蔵されている。だが石材関係の史料は、収録している文書のみである。ただ現段階でその文書の所在は不明である。これらの文書類は原文書にあたり写真撮影をして翻刻を行った。

一方、島外の史料は、大坂城築城に係る史料に限定し、影写本・謄写本・資料集・報告書・刊本等から検索収録し、それらの出典を明記した。収録は所蔵者別とし、家文書など史料群名の表記は、相伝した家等の名をとつて「○○家文書」とした。また、個別の史料名には表題をつけ、個人所蔵の場合は史料群名のみ掲出した。史料名のあと（○○家文書・番号）は目録番号を示す。

すでに何点かの史料は翻刻されているが、それらも含めて全てを収録するように努めた。

【史料1】 小堀政一書状（折紙）（笠井家文書9）

以上

急度申越候、鍋島信濃守殿於小豆島石場御所望之由被仰越候、手島之内家之浦かうの浦武ヶ所にて石場御取有度候由候、此所最前いづれへも不相渡、境目等入組も無之候者相渡可申候、但御預り所之義候間、其所之百姓迷惑かり候者相渡候事無用候、所之もの御相談候而御取候へと可申渡候、最前相渡候衆之石場へ入相候者必無用候、下々出入など出来候而ハ我等之無念之様候間、念を入可申候、為其申遣候、以上

七月廿八日

政一（花押）

長屋木工との

大橋金左衛門との

小豆島之内  
手島之庄屋

遠江守

【史料2】 大金左衛門・長木工連署状（折紙）（笠井家文書10）

尚々石場両村宿家御かり候ハん間、下々談合候て所之者も迷惑不仕候様ニ御御案内方にて存候へとも御急候間、あとより下可申候、以上、

駆走可申候、新五左衛門殿御下候間未申候、又太郎左衛門參官おぞく候、

又、此御書拝見候て此方へ懽可被越候、以上

態申越候、先度手島之石場之儀、鍋島信濃守殿遠江守殿へ被仰、則相渡候へと御書參候、御下奉行富田新五左衛門殿御越候、其元似合之御用候者御馳走可申候、手島之内家之浦かうの浦井武ヶ所に候石場、田畠近所ニ而そこね申事候者、余なミニ新五左衛門殿より得御意可被申候、其元当年者日やけ立毛不付候由、百姓共二力を付可被置候、毛見衆體而可被下候、恐々

長木工

□（花押）

大金左衛門

□（花押）

土庄

八月八日

## 報告書抄録

ふりがな	ひがしせないかいとうしよぶにおけるおおさかじょうちくじょういしちょうばとせきざいゆそうすいうんにかんするけんきゅう						
書名	東瀬戸内海島嶼部における大坂城築城石丁場と石材輸送水運に関する研究						
副書名	平成26~30年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書						
卷次							
シリーズ名							
シリーズ番号							
編著者名	橋詰茂・古田昇・高田祐一・福家恭・大嶋和則						
編集機関	徳島文理大学						
所在地	香川県さぬき市志度 1314-1 087-894-5111						
発行年月日	平成31年3月31日						
ふりがな 所収遺跡名	所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東経	調査期間	調査面積	調査原因
千振島石丁場 (ちぶりじまいし ちょうば)	香川県 土庄町	37322		34度 31分 40.83秒	134度 9分 35.18秒	20140719-20140721, 20140830-20140901, 20150822-20150824	学術 調査
女風呂石丁場 (めふろいしち ょうば)	香川県 土庄町 見目	37322		34度 31分 42.50秒	134度 4分 10.76秒	20140719-20140721	学術 調査
推定柳木谷石 丁場 (さいいや なぎだにいしち ょうば)	香川県 土庄町 柳	37322		34度 28分 3.56秒	134度 9分 28.53秒	20150502-20150503	学術 調査
水が浦石丁場 (みずがうらいし ちょうば)	香川県 土庄町 千軒海岸通り	37322		34度 27分 42.73秒	134度 9分 21.46秒	20150502-20150503	学術 調査
千軒石丁場 (せ んげいしちょう ば)	香川県 土庄町 千軒	37322		34度 27分 41.30秒	134度 9分 3.12秒	20140719-20140721, 20150502-20150503, 20180310-20180311	学術 調査
推定西瀧石丁 場 (さいにてした きいしちょうば)	香川県 土庄町	37322		34度 28分 13.16秒	134度 8分 49.52秒	20150502-20150503	学術 調査
大部石丁場 (お おへいしちょう ば)	香川県 土庄町 大部	37322		34度 32分 47.76秒	134度 17分 37.59秒	20140719-20140721, 20180310-20180311	学術 調査
小海石丁場 (お みいしちょうば)	香川県 土庄町 小海	37322		34度 32分 2.25秒	134度 14分 28.12秒	20140719-20140721, 20180310-20180311	学術 調査

小瀬原石丁場 (こせはらいしち ようば)	香川県 土庄町	37322		34度 28分 41.52秒	134度 8分 49.89秒	20140719-20140721, 20150704-20150705, 20150822-20150824, 20180310-20180311, 20181201-20181202	学術 調査
小豆島石丁場 跡天狗岩丁場 (しょうどしまい しちょうばでんぐ いわちょうば)	香川県 小豆島 町岩谷	37324		34度 30分 19.99秒	134度 20分 52.48秒	20150912-20150914	学術 調査
小豆島石丁場 跡天狗岩礫丁 場 (しょうどしま いしちょうばでん ぐいわいそちょう ば)	香川県 小豆島 町岩谷	37324		34度 30分 21.95秒	134度 21分 0.50秒	20160826-20160827	学術 調査
小豆島石丁場 跡八人石丁場 (しょうどしまい しちょうばはちに んいしちょうば)	香川県 小豆島 町岩谷	37324		34度 30分 32.85秒	134度 21分 13.92秒	20150912-20150914, 20160716-20160718	学術 調査
鯛網代石丁場 (たいじろいしち ようば)	香川県 小豆島 町	37324		34度 31分 51.18秒	134度 21分 33.78秒	20150912-20150914	学術 調査
福田石丁場 (ふくだいしちよ うば)	香川県 小豆島 町福田	37324		34度 32分 23.73秒	134度 20分 37.31秒	20150912-20150914	学術 調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
千振島石丁場	生産 (その 他)	江戸・近代 (細分不明)		矢穴石	千振島内の詳細な分布調査を 実施した。		
女風呂石丁場	生産 (その 他)	江戸		刻印石	目風呂石丁場とも表記。豊後 竹田藩中川家の石丁場。採石 痕跡を確認できなかった。		
推定柳木谷石丁 場	生産 (その 他)	江戸		矢穴石	近世初期城郭石材に相当する 矢穴石を確認した。		
水が浦石丁場	生産 (その 他)	近世 (細分不 明)	採石遺構		石垣石材用ではない小規模な 石切場を6ヶ所確認した。		
千軒石丁場	生産 (その 他)	江戸・近代 (細分不明)		矢穴石	採石痕跡を確認できなかっ た。海岸にある轆轤洲を実地 確認した。		

推定瀬瀧丁場	生産（その他）	江戸	石柱	矢穴石	矢穴石を新たに確認した。
大部石丁場	生産（その他）	江戸		矢穴石	出雲松江藩堀尾家の石丁場。町指定史跡。
小海石丁場	生産（その他）	江戸			小海石丁場の海岸部分に関連石材等を確認できず。
小瀬原石丁場	生産（その他）	江戸		矢穴石	肥後熊本藩加藤家の石丁場。香川県指定史跡。ドローンによる撮影を実施した。
小豆島石丁場跡 天狗岩丁場	生産（その他）	江戸		矢穴石	
小豆島石丁場跡 天狗岩磯丁場	生産（その他）	江戸	採石造構	矢穴石	海中に石垣石材を確認した。
小豆島石丁場跡 八人石丁場	生産（その他）	江戸	採石造構	矢穴石	海中に石垣石材を確認した。
鰐網代石丁場	生産（その他）	江戸		矢穴石・刻印石	刻印を新たに確認した。
福田石丁場	生産（その他）	江戸	採石造構	矢穴石	伊勢津藩藤堂家の石丁場。町指定有形文化財「大坂城築城用残石」
要 約	小豆島広域において石丁場（石切場、石切丁場、採石場ともいう）の分布調査を実施した。主に島北部・西部の石丁場跡を中心に調査した。島西部では、新たに矢穴石を確認したことで、石丁場がさらに広がる可能性がある。小豆島北西部にある千振島では、これまで未調査であったが、詳細に分布調査を実施し、残石の分布状況を記録した。近世初期に限らず各時代を通じて採石している状況が明らかとなった。				

東瀬戸内海島嶼部における大坂城築城  
石丁場と石材輸送水運に関する研究

(課題番号 26370781)

平成 26～30 年度科学研究費補助金

(基盤研究 (C)) 研究成果報告書

平成 31 年 3 月 31 日

発行：研究代表者 橋詰 茂

(徳島文理大学 文学部文化財学科教授)

印刷：(有)中央ファイリング